

國にして、一たび無政府の境遇に陥らん乎、我に於て機熟するを待て、彼の請を容れて和を講せんとするも、彼國を代表して、我と商定するの任に當るべき對手は、決して之を土崩瓦解したる清廷の末に求むべきに非ず、四百餘州の覇權を握り、盟主となつて列國と立約割地の極端に出づるは、却て難事に屬せざるべきも、機宜彼の降を容れ、和平を兩國の間に克復して、以て苟も我に戰勝の利益を收めんと欲せば、宜しく利害を稽考し、慎重事に處せざるべからず。

○伊藤博文
秘書類纂

近衛首相は、蔣政權を相手とせずといひ、伊藤首相は、相手はどこまでも清國だといふの相違は面白いが、これは時勢の變止むを得ない。私はそこに、我が國の對支政策の不變の根本を見るのである。それはいふまでもなく、日支の親善である。伊藤の對支政策は、その點に於てビスマルクの對墮政策であつたのである。しかうして最も伊藤を支配したものは、列國の干涉防止にあつた。

かやうにして伊藤と陸奥とは完全に提携して對支・對列國策を講じた。彼等は十月八日、英國の仲裁申出を機とし、既に媾和條件を案じてゐたが、飽まで列國の容喙を排し、清國の直接乞和を方針とし、列國、特に英露の接近を防止せんとつとめた。これは幸に成功した。

露國も未だ積極的に日清の間に乗り出さうとは思つてゐなかつたらしい。十二月二十三日ヒトロヴオー公使は、本國政府の訓示と示し、陸奥外相を訪うたが、

『日本が清國に要求すべき媾和條件に就いては、日本政府が曩に盟約せられたごとく、朝鮮の獨立を危殆ならしめないといふ一事が、確然たるに於ては、露國は他に求むるところがない』といふに過ぎなかつた。未だ大陸の割地は問題にしてゐなかつたのである。その後、明治二十八年二月十四日、陸奥はヒトロヴオーと會見し、割地のことを告げて、その意見を求めた。

『今日に至つた以上、我が國も戰爭の結果として、清國から土地の割讓を要求することとなると思ふ、しかし日本政府は、このことの第三國に及ばす利害の有無は、前以て承知し置きたい、特に露國の利害に關係することは、腹藏なく申聞けられたい』と、ヒトロヴオーはこれに對し、

『日本の割地要求は當然である、露國は太平洋沿岸に於て自由通路を得んと欲すること亦一日でない、故に嘗て貴政府に於て宣言せられたごとく、朝鮮の獨立を障害しないとの一事確然たるに於ては、他に敢へていふべきことがない』と答へた。ヒトロヴオーは、また私話の體で、

『臺灣の割地は、露國に於て固より異存がない、しかし、日本が島國の位置を捨て、大陸に版圖を擴張するは、決して日本のため得策でないと思ふ』

』とにかく、大陸の割地に關しては、歐洲各國中に異議を唱ふるものもあるでせう』と陸奥の注意を喚起してゐたが、陸奥は予の聞かんとするは、露國の利害如何である、日本の利害は我が輩自ら考量するといつて、それ以上相手にならなかつた。

二月二十四日、ヒトログゾーは更に陸奥を訪ひ、本國政府の訓示を傳へ、露國政府は、若し日本政府が名義上及び事實上朝鮮の獨立を認むべきことを宣言さるゝならば、清國政府に媾和使節の派出を勸告しようといふ覺書を手交した。露國政府には、未だ日本の大陸獲得に確然反對の意圖がなく、陸奥外相もそれ以上進んでこの問題で、彼の意向を質すの意もなかつた。こゝまでは、日本外交の成功で、伊藤・陸奥の列國干渉防止の政策は成功である。しかし、三國干渉の禍根は、既にそこにのこされてゐたのである。

明治二十八年四月二十三日午後、東京駐劄獨佛露三國公使は、外務省に次官林董を訪ひ、本國政府の訓令と稱し、日本の遼東半島の領有に對し、清韓の獨立・東洋平和の名に於て、その

放棄を勸告した。三國公使の來省は同時であつたが、次官は別々に會見した。三國公使が、緊要なる通告があるから、日本國を代表して確答をなし得る國務大臣に面會したいと、林次官に申出でたのが四月二十一日で、次官は首相・外相共に不在、それに外相は病氣だから、私が承はつて至急通達するからといつて、二十三日午前と會見を約し、更に午後一時會見と改めたが、その時刻に來省なく、更に後刻まで延ばしてくれといつて來た。その中に會見が行はれたらしく、午後六時十五分發の電報で、次官は、會見の顛末を在廣島の伊藤首相に報告してゐる。こんな風で、三國公使會見の時間は明瞭でない。たゞ、歴史的な重要會見であるから、私の考證時問を述べて置く。

三國干渉は、後に伊藤が議會で報告してゐるやうに、卒然と來たのでなくて、ジリ／＼と來たのだから、伊藤・陸奥には、寢耳の水といふ程でもなかつたが、愈々來たときは、可なり驚いたらしい。陸奥は前記のごとく、露公使との會見でやゝ安心してゐたが、三月二十四日の米國駐劄公使栗野慎一郎の急電報によつて初めて露國政府の意向の容易ならざることを知つて、大に驚いた。その要は、

近來露國の慾望は非常に昂騰し、露國は現今の葛藤に乗じ、その勢力を清國に加へむとし、

清國の北部及び滿洲を占領せんことを希望し、日本が同地を占領すること及び朝鮮の保護者となることに反対し、二萬九千五百の露兵は、既に清國の北部に駐屯し、漸次その勢力を増加する形勢である、露國の軍人は頻りに、政府の日本に對する友誼的意向を翻回せしめむと企ててゐるから、日露の利害は必ずや衝突する、

といふので、これは米國務長官が露國駐劄公使からの報告を栗野公使に内話したのである。次いで來た露國駐劄公使西德二郎の電報も、略同様であつた。

こゝに疑問は、露國の態度である。何故に二月頃までの消極的から、積極的對日政策に變つたのか、それは露國の政策の變化と三國協調成立とのためである。露國が我が大陸進出を好まぬことはいふまでもなかつた。清國駐劄公使カシニなどは、露國は決して日本の大陸據有を承認するものでないといつてゐた。しかし、露國が固く日本の進出を拒否しようと決心したのは、藏相ウイッテの極東政策が承認されたからである。ウイッテの回想記は、この事情を能く語つてゐる。

ウイッテは、この頃極東問題を管掌してゐたので、日清戦争、續いて來つた條約に對して深甚の注意を拂つてゐたが、各方面の利害得失を考量して到達した結論は、次のやうであつた。

ロシアのためには強大ではあるが、活動的素質のない支那を隣接國としてゐることが最も利益である、東方に於けるロシアの安全を保持する良策である、ロシア帝國の將來の繁榮を保證する所以である、故に日本をして大陸に根幹を張り、遼東半島のやうな或る場合には、北京の死命を制するに足る地域を領有させることは、到底我々の容認し得ないところである

と、この結論に基いで、ウイッテは日支間に成立した條約の實行を妨害する必要があると閣議に提出した。それで、皇帝は直に命じて重大會議を開かした。ウイッテは會議席上で、露國の利益は今後長く支那を現状のままに置くことにある。また支那をして將來長く現状に停滞させるためには、その領土保全と獨立維持の原則を支持するために全力をそぐ必要があると力説したが、賛成者は陸軍大臣だけであつた。しかし、議長は、皇帝にこの旨を奏したので、更に御前會議となつた。皇帝はウイッテの意見に同意して、外務大臣ロバノフ侯に、その實行を命じた。ロバノフ侯は、先づ獨佛二國に交渉し、その同意を得た。かくて日本に最後通牒が送らるゝことになつたのである。

これが、ウイッテの回想記に記するところであるが、これにつき参考となるのは、四月十一

日の西公使の報電である。その中に、露國駐劄の英公使は、九日『露國の外務大臣は、やゝ當惑して居るものゝ如し』と予に告げたといひ、また『聞くところによれば、近頃露國陸軍協同委員會に於て、露國陸海軍は必要の場合に於て、日本軍隊の北京に進入することを防止し得るやとの疑問が起りたるに、該委員に於て、陸上にては之を爲すこと能はざるも、艦隊を用ひ、佛國と聯合せば、多分之を爲し得べしとの議に決したる由なり』とある。露國も自國の兵力だけでは、日本軍を防止する力がないと知つて、日本の大陸進出を不快としながらも、積極的にこれを拒否する決心がなかつた。そこに、ウイッテの固き決心があり、清國の執拗なる哀訴泣願があるので、試みに獨佛にあたつて見ると、存外早く承諾を得たので、早速、消極から積極へと急轉回したといふのが、その真相であらう。

佛國が、同盟國たる露國の味方に立つたことは怪しむに足りないが、從來特別な日本と親交のあつた獨逸が、露・佛に組して利害關係の尠ない東洋問題で、新興日本の怨恨を買つたことは、我が國でも一時不可解としたところである。これに對し、伯林駐劄公使青木周藏は、一つも事前に参加になる報告をしなかつたにもかゝはらず、五月二十七日になつて、三國干涉の眞因として、次のことを報告して來た。

第一、今回干涉ノ眞ノ原因ハ、佛國若シ獨國ニ先クテ著鞭シ露國ニ借スニ有力ナル聲援ヲ以テセシナランニハ、露佛ノ同盟忽チ成就シ、獨國ハ危殆ノ地ニ立ツガ故ニ、露佛未ダ相提携シテ、日清媾和條件ニ抗議ヲ試ミザルニ先チ、獨國自ラ率先シテ露佛兩政府ニ交渉シ、遂ニ三國一致ノ抗議ヲ我政府ニ提出セシメ、以テ獨國危殆ノ地ニ立ツコトヲ免レントスルニ在リ

第二、直接ノ近因ハ、フォン・ブランド氏ノ譏誣アリタルコト、我政府ニ於テ軍艦及武器等ヲ獨國ヨリ購入セザリシコト、獨逸皇帝に對シ我政府ハ菊花章頸飾御贈進ノ外、頗ル冷淡ナリシコト、獨逸皇帝英國ノ發議ニ係ル干涉ヲ退ケラレタルニ、之ニ對シテ謝詞ヲ送ラザリシコト、並ニ菊花章頸飾御贈進及メツケル少將叙勳ノ事ニ關シ東京某新聞ニ於テ云々セシコトニ在リ

といひ、またかやうな結果を招いたのは、予の進言を肯かず、外相が機宜の手段を取らなかつたからであるといふやうなことがいつてあつたので、陸奥は烈火のごとく怒つて、その妄を辯駁して痛くこれを詰責してゐた。尤も青木のいふ第二の直接の原因は採るに足らないが、第一の眞因といふのは妄言でなかつた。しかし、そのことは、既に四月二十七日に伊國駐劄公使高

平小五郎から詳細に報告してあつた。獨逸の動きは、全く歐洲問題、特に露佛關係から起つたことで、獨逸は露佛の日に親密を加へて、自國の孤立に陥ることを恐れ、露國と親しまんとした。そこに日清戦争の終局に難問題起り、英退き、露窮するを見、好機失ふべからずとし進んで露佛の間に入つたのである。

かやうに三國干渉は、三國それ々の外交政策から起つたものであるが、しかし、これに口實を與へ、これを促進したものは、清國の哀訴泣願にあつたことはいふまでもなかつた。清國は何日も以夷制夷の主義で、戦争中から列國の干渉を哀訴してゐたが、李鴻章が媾和の全權を受けた頃から、一層盛んで、彼我駐劄公使は狂奔してゐた。

即ち三月二日、英國駐劄の龔照瑗、露國駐劄の許景澄は英國皇帝と佛國大統領に和議干渉の願望國書を奉呈し、三月十一日には露國皇帝に、同十二日には獨逸皇帝に奉呈してゐる。何づれも本國政府の命令である。李鴻章の來朝後も、同一である。李鴻章は伊藤全權等と會するや、盛んに伊藤の功績を讚美し、東西兩洋の形勢を論じて、兄弟閭牆外侮を招くを戒しめて、『西洋の大潮は日夕に我が東方に向つて流注し來る、これ實に吾々が協力同心して之を防制し、黄色人種相結合して白哲人種に對抗するの準備を怠つてはならぬときである。不幸なる今回の交戦

も、幸にこの兩帝國の天然的の同盟を回復するを妨げない。今回の戦争に依り、清國は長睡の迷夢を覺破せらるれば、洵に僥倖でその利益は極めて洪大である』などと悔悟の意を示し、清國人中には日本を怨恨してゐるものも多いが、予は却つて日本に感謝してゐるなどと伊藤などを喜ばしながら、本國政府としては、日本政府の要求の過大を云々して、その干渉を求めしめてゐる。即ち、四月一日和議條件を提示されると、李鴻章は直ちにこれを北京政府に電告し、北京政府は四月三日に佛露諸國の公使に日本の和議條件を通告し、直に干渉援助の舉に出でんことを懇請してゐる。佛國公使ジェラルルの『支那使節記』によれば、この時總理衙門は和約中の商業・工業等の經濟條項の明示を避けて、土地・政治・財政等の條項のみを示し、その苛酷にして、清國の到低同意し難きことを力説して、各國が日本政府の和好・寛仁の情に訴へられんことを懇請した。この懇請を受けたジェラルル及びその友人露國の同僚は『日本が旅順及び南滿州の重要な部分を要求することは、朝鮮と清國との間に一の特別地帯を挿入して、日本をして直隸灣及び清國都城の諸門戸を支配せしむるものである』といふ理由を具して、本國政府に電達することを忘れなかつたといつてゐた。三國干渉はかやうな背景を以て出て來たのである。○矢野仁一著日清役後支那外交史

廟議遂に半島還付に決し、五月五日三國政府に回答を與へ、奉天半島を永久に占領すること
を拋棄すると三國政府に約するに至つた。それ等の事情は詳説するの必要もなからう。我が國
民の憤激・失望・落膽は名狀すべからざるものがあつた。蠶々たる國民の非難は伊藤・陸奥の
上に集まり、彼等の外交は極めて拙劣とされ、長く議會の問題となつて残つた。彼等の失敗は
果して外交の拙劣なためであつたか。

伊藤はこれに就き、五月十二日夫人梅子に書を與へ『日本人のわからぬものは、彼れ是れと
やかましくいふなるべしといへども、われは日本の爲めに、これよりほかに仕方なし、御安心
あるべし』といひ、陸奥はその著『蹇蹇錄』に於て『何人を以て、此局に當らしむるも、亦決
して他策なかりしを信せむと欲す』といつてゐた。私は彼等が外交の功過をはつきりと認識せ
ず、一は功を妻妾に誇り、一は強て自ら慰むるとき態度を遺憾とするのである。

しかし、私は彼等の怠慢を責め、外交の拙劣を罵るは餘りにも同情のないことと思ふ。しか
らば彼等の失敗はどこにあつたか。それは全く我が國際的孤立にあつたので、新興日本は國際
上に一つの眞の友國・盟邦を持たなかつたのである。このことを痛感し、我が國も東洋の平和
を維持し、朝鮮の獨立と我が權益とを維持するには、我が國だけでは到底駄目だ、是非歐洲の

勢力と結ばねばと考へたのは三國干涉の前後からであつた。

元老山縣は四月五日に書を陸奥に與へて、露國との同盟を勸告し、井上馨は五月三日、陸奥
に書を從て、このことをいひ、やはり日露同盟を懇通してゐる。『兎角、最早於東洋、獨行國
益を計畫するは、非常に難件のみならず、勞而無效之果を生し可申候、一御工夫被成候而、魯
と提携するの方針を密計候ては如何、是又一策歟と奉存候』といつてあつた。しかし彼等をして
かやうな意見を抱かしむるに至つたのも、三國干涉に嘗めた苦盃であつたとすれば、伊藤・陸
奥のみを咎められないのである。

(昭和十三年四月稿)

維新以後の四大公卿政治家

三 條 實 美 公

維新の變革は、我が國の各方面に互つて幾多有爲の人材を輩出したが、最も腐朽といはれた公卿階級にも傑出せる人材を出し、ふる池に水絶えざるの感あらしめた。私はその間に四人の偉材を數へる。即ち三條實美・岩倉具視・近衛篤磨・西園寺公望これである。これ等の人は、その性格と業績を異にするが、共通の長所と短所とを有し、現代の偉人として特殊の存在であった。以下それ等の人々に就いて、私の見るところを忌憚なく述べて見よう。

これ等四人の中、最近最も輕らく評價されてゐるのは三條實美である。江藤新平は征韓論の廟議が高潮に達したとき、西郷隆盛に、三條さんに最後の決心を求むるのは、比丘尼に摩羅出世といふやうなものだといつたと傳へられてゐる。今日一般には、三條とは、かやうな人で、

温厚な長者といふだけで、政治上には何等の識見もなく、材幹もなく、いはゞ朝廷の飾りものに過ぎなかつたやうに思はれてゐるが、私はそれは一面的の皮相の見であると思ふ。成る程維新以來、輔相とし、右大臣とし、太政大臣とし、或は内大臣として二十餘年間、宮中府中を統督してゐたが、政治上にも、輔弼上にも、何等特別の功績を見出し得ない。岩倉・大久保のごとく群雄を駕御するの膽略も、木戸・伊藤のごとく一世を指導する理想もなく、西郷のごとく國民的崇拜の標的となる性格も有たない公には、かやうな華々しき何物も有たないのである。

だが、そこに三條の三條たる所以があるのであるまいか、若し大勇は怯なるとよく、大智は愚なるがごとしとせば、公のごとく、勇を用ひず、智を用ひず、膽を用ひざる人こそ眞の人物眞の人間たる價值ある人であるまいか、三條のこのところを最も能く理解せるものは、明治天皇であらせられた。明治十年十二月、公が家傳の薫香を献つたときに、天皇は、次の御製を賜うた。

こゝのへのくもゐに匂ふたきものゝかをりにきみがこゝろをそしる

名香の薫るかをりに、公の心操を比べたまうたのである。公には、かやうのゆかしき趣があつたのである。

三條には、特別の政治的智識や、これを處理する材幹があつたと思はれないが、公卿に見る特有の聰明と純眞な性格は、公に時代の趨勢を洞察して、當代政治の可否を判するの理解と理想とを十分に與へてゐた。かくて、また公卿に見る革新的氣分も十分に具備したのである。公が、夙に尊攘の大義を抱き、諸藩の激徒等と志を同じうし、遂には六卿を伴つて西下し、官位まで褫奪せらるゝに至つたことは、父實萬の勤皇の精神に養はれたためであることはいふまでもないが、聰明にして純情に燃ゆる公は能く時代の趨勢を知り、革新的機運に動かされたからである。この聰明・純情は公の一生に伴つてゐる。この點に於て、世人の觀察は未だ足らざるものがあるを遺憾とする。

公が、時代の推移歸趨を理解し、政治の表裏、人物の長短を知悉してその處置を過まらざるの聰明と寛容と具備し、しかも政治の理想を失はず、革新的氣分を多分に有つてゐたといふことは、多くの實例を以て證せられるのである。明治三年六月十三日、公が參議佐佐木高行に與へた書翰の一節に

元來大隈・伊藤兩士の儀は、頗る有材、有識又有力難得の英物、大いに頼もしき人に有之候處、惜哉才英敏に餘有之て、人を寵絡し、權謀術數に近く、温和の氣象、包容の度量無

之處より、自然誹を來し、今日の物議も有之候事ニ付、決して他に可疑事も無く、可惡事も無之、實に可愛の人也

といふのがある。これは、大隈・伊藤の過激ともいふべき進歩日新政策に不満であつた大久保廣澤眞臣・副島種臣・佐佐木の諸參議が、民部・大藏兩省の分離を提議し、兩省の大輔・少輔を兼任してその實權を掌握してゐた大隈・伊藤を退けんとしたときに、三條は、この書翰を反對黨の急先鋒たる佐佐木に與へて竊かに兩人を庇護し、政策の動搖を防がんとしたのである。公は眞底から兩人に同情し、信賴し、しかも、その進歩的主義・思想を支持して變らなかつたのである。

當時の大隈は、木戸が村正の名劍といつたごとく、材幹にまかして、人を凌ぐといふ隨分手に終へぬ人であつたらしい。この大隈も、公に對しては、極めて柔順たらざるを得なかつた。明治四年から六年、岩倉の歐米派遣中は、能く三條の留守内閣を輔佐してその任を盡さしめた喧嘩好きといはれた大隈も、このときは、寧ろ調停役となつて政務の圓滑なる進行を期したのである。されば、明治七年五月十一日、島津久光が右大臣として大隈の免職を主張したときも公は能く大隈を保護してゐた。公は岩倉に次の書翰を與へた。

扱過刻御内話有之候、大隈進退之事は深く御注意有之度、同人義も其罪は可有之候得共、閣下御洋行以來、同氏之盡力、昨年大藏瓦解之際にも、畢竟同氏之盡力ニ而維持も相付候事に而、内實は尊公御洋行中は、實に必至困難之事而已、始終同氏盡力も不少事に而唯今突然擯斥に逢、面目を失ひ候様に相成候而は、無情之事、且は將來朝家に盡力仕候者も如何と存候、幾重にも功は功、過は過に而、過を以て功を不被爲捨様希候事に候、尊公御洋行中之事は、獨り拙者之所知に御座候間、決して同氏を保護仕候私情無之候間、厚御助力有之度、同氏免職之節は、程能忠告致し、同人より相願、本人も得心に而退官候様有之候はゞ、兩全之所置も可有之、未發事漏れ不平を懷かせ候様に而は、甚不可然と存候、同氏之功勞も沈没、追々非常の功ある者も、果は罪人に陥り、面目なきものに相成而は、爲朝廷歎息仕候、吳々篤く御熟慮奉仰候、必らず未發に漏泄無之様、御注意を奉祈候。

功は功、過は過、過を以て功を没すべからずとは、眞に大宰相の語で、功臣に對する深き同情があるからである。事實、公はたゞ人を遇するにその功績の有無、大小を見るばかりで、その好嫌の偏頗は全くなかつたやうで、獨り大隈に對してばかりでなく、明治六年に大藏省を飛出して、一時國家財政を危殆に導かうとした井上・澁澤に對してさへ、十分の同情があつたこ

とは、彼が當時大隈に與へた書翰によつても明かであるが、これは略しよう。

この洋々たる寛弘の公に對しては、癖もの揃の維新の群雄も、その鋒を收めざるを得なかつたのである。佐佐木は、公に對し、次のごとくいつてゐる。

公は天性玉の如く、如何なる剛情なる人にも、公に對しては、自然と信服するの思ひありしなり、高行なども、是迄要路の任を辱ふしたる時、毎度不平を起し辭退せんとせしに公の誠意にて心配さるゝ模様を見ては、舊藩主に仕ふる心地して強て申立つる事能はずなりたり、實に君子の徳を備へられたる人なり、

かうなると、公も亦、たくまざる群雄駕御の術があつたといはねばならぬ。しかし、これは所謂人心收攬といふことと術や略から出たのでない。それは、公の寡慾にして私心なき純情の自然に發したものであることを忘れてはならない。明治三年八月二十四日、大久保宛に次の書翰がある。

過日愚論迂濶之策を以て家祿を辭し、開墾之儀目論見候處、事實難被行義ニ候得者、強而可相願譯には無之候、乍併方今諸藩士族削祿、或歸農等之處分も有之儀、時世適宜之所置ニ有之候得共、人情艱苦ニ陥り候者、俗情萬々難忍ものに有之候得ば、上タル者之自ら率

て感發すると、名分大義を以て鼓舞するに難堪苦情も堪忍致し、上下同舟之艱苦を俱にする之處分に無之而は所詮實功は勿論、居合も六ヶ敷候半と存候、於吾等も同じく艱苦に處して、而後天下之衆をも艱苦に趣かしめ候事、始て可被行、尙又天下之諸藩士削祿・歸農等之困難ニ趣き候折柄、吾輩安然徒食素餐して、天下の人に對し、實に可恥之至り、心衷誠に不安次第ニ付、他人は兎も角も、於下官は斷然家祿を奉還仕り、一家活計之義は別に手段も有之候間、何卒家祿辭申度志願切迫ニ有之候、決而自ら先じて衆を率るの念慮も無之、唯天下に對して聊吾心に安する所有之候へば宜御座候、右之情實岩卿へ談合仕置候得共、尙足下ニも内談仕試候條、無遠慮示諭有之度存候、任序一筆如此候、尙萬期面上、亂筆候、不宣。

八月二十四日

膳所藩大變革、官員之者家祿を辭して、藩士を歸農せしめ候杯、頗る可見事與存候。今日士族を削祿し、或歸農せしめ候も、畢竟人たる者、徒食・素餐の遊民と相成候ては、天理に於て相不濟譯を以て、力食せしめ候事にて、決して下を損して上を益すの政に無之候へば、華族の輩、門地の貴は異り候得共、戸位・素餐・大祿を食み、天下に無功の

者ならば天下の罪人、士列にも劣り、可耻之甚き者と相考申候、

何んと麗はしい心情でないか、維新以後、新日本の建設は、華士族の家祿處分の外になかつた。明治二年六月、諸藩主は祿高の十分の一、大夫は約四十分の一を定額とし、以下三十石取に至るまでそれぞれ削祿した。次いで三年三月また改定するところあり、五月には、舊幕臣の陪隸者の俸祿まで更革した。その要は減祿削俸にあつたことはいふまでもない。これは、國家財政の整理として已むを得ぬ處置であつたが、華士族にとつては、生活上の大問題で、ために幾多の喜悲劇が演ぜられた。公はこれ等の處置には衷心頗る安からざるものがあつた。この間に處する爲政者は、自からも減祿削俸、同じく艱苦を嘗め、然る後に、名分大義を説いて鼓舞する外に策はない、我が輩も率先範を示さねばならぬ、元來今日士族を削祿歸農せしむるのは徒食、素餐の遊民を作るためでなくて、天下の人を悉く力食せしむるためである、決して下を損して上を益する策でない、我が輩若し戸位素餐徒に大祿を食み國家に功なくんば、國家の罪人であるといふのは、能く時代の精神を掴み、しかも、滅私奉公、一身を犠牲とした精神である。公の明治二十三年五月の詠に、

わするなよ國のためにはおのが身をありともしらでありしその世を

公は終生この精神を以て君國に盡したのである。私は、明治維新の所謂功臣等の行爲と心術とに嫌き足らぬ多くのものを感ずる。彼等の多くは、西村茂樹もいつたやうに、飽まで興國の功臣であつて、亡國の忠臣でない、彼等の智略・才幹・事業・功績は多しとするが、しかも、彼等は、我がまゝでなかつたらうか、我や面目といふ行爲が主にならなかつたらうか、我が身のため、我が藩のため、我が同志のためと思つて君國を忘るゝものはなかつたらうか、彼等は功名・富貴・權威を度外し得たであらうか、私は維新の功臣に、大楠公や、諸葛孔明の至誠純忠を見出し得ざることを遺憾とする。その間にあつて、公のごときは、眞に多しとせねばならぬと思ふ。

私は、尙ほこのことを證するため、公の最後の組閣を挙げたい。公が明治二十二年十月二十四日、内大臣を以て内閣總理大臣を兼ねたのは何人もなし得ぬことをした犠牲的な行爲であつた。明治十八年十二月に、立憲國の宰相の器にあらずとて太政大臣を辭し、伊藤をして内閣制度を樹立せしめたのは、自發的といふよりも寧ろ餘儀なくされた形で、もとより、伊藤等の計畫的行動に出でたもので、公には立憲的政治家としての材幹がないからといふのであつた。しかし、公は何等の不満なく、内大臣として君側に侍し、常侍輔弼の任に當り、敢へて當今の

政治機務に與らなかつた。しかし、一日と雖も國政を忘れたことはない。

明治二十二年大隈外務大臣の條約改正の業が紛糾し、中止・斷行の聲が國內を震動してゐた時に、彼は大にそれ等の形勢を憂慮し、このまゝに放置すれば國家の前途はどうなるかわからぬと、九月二十八日伊藤に熱烈な書翰を與へ、山縣の歸朝を待つて、協力して國政刷新・紀綱一新の任に當れと激勵した。山縣は外遊中で、歸朝の途太平洋上にあつたのである。その書翰は次のもので、憂國の熱情が燃えてゐる。

秋冷漸相催候處、倍御清適欣賀候、然者過日御面晤之節、御談話も承候、時事之景況殆極點に迫り、憂慮に不堪候、御互三十年之苦心盡力も功一簣に缺之末路に陥候而は、實に亡友に對し候而も面目無之、慙に生殘たるは、却而一身之不幸とも可相成、乍併徒らに傍覽坐視するは德義上の罪不可逃譯なれば、此際涯分之力を盡し候は無論之事と存候、何卒貴閣下にも種々内情も可有と御察申候得共、御憤發爲國家企望仕候、此儘に時日を送候時は國家自滅之外無之候、誠裂腸之至に不堪候、最早山縣大臣にも歸朝に可相成、猶同大臣と充分御協議、是非御盡力有之度候、今日之如き有様に相迫り候も、首相其責に不得不任事と存候、願はくば内閣諸大臣協同連合して首相に迫り、政府之紀綱一振候様盡力肝要と相

考申候、井上大臣にも歸京相成様御呼返し相成候ては如何、艱難之際には不可缺之人物と存候、何分にも山縣大臣歸朝之機會を以て、是非廟堂之療治無之ては實に不可謂之國難に陥候外無之候、吳々御勉勵之程不堪企望候、時事切迫憂念難默止、以寸楮肺肝を吐露煩貴意候、先は右迄、勿々如此候也。

彼はこれと前後して、司法大臣山田顯義に書を與へて、山縣と謀り、善後の處置を講せよと冀望した。彼が憂國の念は、時艱に遭遇し、默止せんとして、默止し得なかつたのである。文久二年、七卿落當時の意氣が燃えたのである。

だが、伊藤も山縣も、間接に黒田内閣を瓦解せしめ、大隈の改正を阻止するだけのことはしたが、代つて時局を收拾するの、力がなかつた。否な誠意がなかつた。彼等は、大隈の改正案を非とはするが、既に米・獨・露三國と調印を了し、他の數國とも談判が可なり進行してゐるのを破棄し、中止するだけの外交の難局を引受け、混亂を極めた國內人心を鎮定するだけの確信がないのである。伊藤は樞密院議長として閣議に參列してゐたが、大隈を見殺しにするつもりか既に辭表を提出してゐた。山縣は衆望を一身に集めてゐたが、狡獪ともいふべき賢明の資と慎重の性は、進んで難局の衝に立つを好まず、自から微力と稱して、立たなかつたのである。

かやうにして伊藤も山縣も立たない。井上のごときは韜晦して出て来ない。そこで、仕方がなく三條が再び立ちて内閣を組織し、前内閣の内外失政の跡仕末をなすことになつた。公は自から露・獨等の公使館を訪うて調印せる條約書の破棄を請ひ、その他の公使を招いて條約改正中止を提議し、その折衝談判の衝に當つた。外交に慣れぬ公は時に失言して問題を惹起したこともある。公は國家のたのには自己の體面も顧みなかつたのである。先年立憲國の宰相の器にあらずとして、公を斥けた伊藤等はたゞ傍觀するのみであつた。内外の跡仕末が終ると、その年十二月二十四日、山縣は進んで内閣總理大臣となつた。三條は再び内大臣専務となつて黙々輔弼の任を盡してゐたのである。

三條が、時勢の歸趨を察し、一定の理想を有したことは、公が島津久光の建言を斥けて、その極端の保守主義に迷はされず、斷然これを斥け、あの大勢力ある島津、これを援助する舊藩諸藩主等の多きを顧みないで、維新の大精神遂行につとめ、遂に島津を憤慨せしめて朝を去らしめたことでも明かである。されば、明治七年五月、島津が參議兼大藏卿蕃地事務局總裁大隈重信の罷免を朝廷に迫まつたときに、公は岩倉と謀つて、大隈の參議のみを免じ、大藏卿と蕃地事務局總裁とは故のごとくし、大隈を諭して島津を宥めんとし、大隈からは酷しく詰られ、島

にはその軟弱を詰責されて、措置に窮したが、大久保が他まで大隈を庇護するの決意を知るや公も大に覺悟するところあり、斷然島津の要求を拒絶し、大隈を支持することに決心した。これ以後、公も決して惑ふことがなかつた。大久保は、同日の日記に、

六月二十三日、伊藤子同道、條公え至る、今日左府公え斷然御決答之次第拜承不堪感銘候
又岩倉公え參上、云々ヲ論ス。

と書いてゐた。優柔にして容易に決定しないが、一旦決定すれば容易に惑はなかつた。

公が、明治八年、木戸・大久保・板垣・大隈の間に處して、政局の動搖と政策の變更とを防止したことは、公の政治動向、人心の機微を洞察し、相當の決斷を有したからであつた。明治八年大阪會議の結果、木戸と板垣が、大久保・大隈と並んで朝に立つたが、政見は互に一致しない。板垣は議政・行政兩官の分離を唱へ、參議の各省卿の兼任を解かんことを主張し、併せて大藏省の改革を論じ、大隈の大藏卿を罷めて、井上を大藏卿に代へるか、それとも内務卿にして、澁澤榮一と陸奥宗光とに大藏省をまかすか、また大木の司法卿を罷めて、伊藤を以て、これに代へようといふ議を提出した。これは同年八月初旬のことであつたが、議容易に決定しない。木戸は元老院章程の變更や、議政・行政の分離に就いては、漸進主義を持して大久保と

寧ろ同意見であつたが、大藏省の改革と大隈の大藏卿罷免に就いては、板垣と同意見であつた。しかし、大久保は、議政行政問題に就いては必しも固執しないが、大藏省改革に就いては、絶対に反対であつた。九月二日、三條は大久保を招いてそのことを謀つたが、大久保は板垣の意見の取るに足らざることを述べ、大藏省もそのまゝでよろしいとの意見であつた。大隈と大木が大久保の説を支持したことはいふまでもない。さあ三條も困つた。板垣の急進主義を抑へることは困難でもないが、大藏省の改革問題には、大久保と木戸・板垣の意見が合はない、若し木戸・板垣に聽いて大隈を罷め、大藏省を改革するといへば大久保が承知しない、強ひて行へば彼は當然辭職する。若し大藏省をそのまゝにして手をつけねば、板垣が當然辭職する、それで三條は考へた。木戸と板垣の間は破れても仕方がないが、木戸と大久保の間を破つてはならぬその影響が大きい、しかし、政治問題で木戸の顔を立て、大藏省は先づそのまゝにして、木戸をなだめて、兩人の融和を保たうと考へ、伊藤にその盡力を依頼した、伊藤はいろいろと兩人の間に奔走し、無事に解決した。これ等の事情は九月三日、三條が伊藤に與へた書翰に明かである。

昨日大久保相招へ、談話致候處、同人見込ハ大藏省之事、行政之事務ハ、先今日之成行ヲ

以、變革ノ處分無方可然トノ見込ニ而、大隈大木等モ其儘ニ据置候方可然、方今之形勢ニ而ハ、誰ニ而モ其場ニ當リテハ必得失可有之ニ付、不換方可然見込ナリ、然ルニ木戸板垣ノ見込ニ而ハ、大藏省邊ニ尤著手ノ目的有之候事ニ存候、然時ハ大久保トハ目的モ粗糲スル所第一ニ此所ニ可有之、尤開化進歩之處ハ木戸ノ論、大久保ニ合シテ板垣ニ不合、大藏邊ノ處ハ木戸ノ論、板垣ニ合シテ大久保ニ不合、右之處木戸ニモ頗苦慮ニテ、自分ノ情實大久保ニモ不徹、板垣ニモ不貫甚困惑ノ由ニ候、木戸同人ノ意見、大久保板垣之拙者之前ニ而申陳候而ハ如何之相談モ有之候得共、小生愚存ニハ、所詮拙者宅ニ而三人相會候トモ、結局治リ相著申問敷ト存候ニ付、猶熟考之上可申入相答置候事ニ候、大久保木戸ノ見込粗糲致候テハ、實ニ前述ノ方向モ相失候事ニ存候、尤木戸見込ノ通拙者ニ於テ採用致候テ、大久保ニハ決テ表面異議相立不申候得共、大隈進退ノ事ニ付テハ是迄大久保モ種々説諭相加へ、大隈今日迄奉職致居候兩人間ノ情實モ有之由ニテ、内々密話致居候次第モ有之候間大隈ヲ罷職候事ニ至テハ、大久保ニモ默止致候事有之間布事情ニ相察セラレ候、板垣木戸ノ際ハ破レ候而モ致方無之候得共、木戸大久保ノ間破レ候而ハ甚波及スル所大ナル事ニ可至ト存候、前段ハ唯彼是之事情ヲ述候迄ニ而、尙而上ニ縷述可仕候、尤井上御登用之事ハ

大久保少シモ異論無之、司法之關係速ニ埒明候様致候、早ク御採用有之度申居候、愚存ニハ内務卿ヲ井上ニ被仰付候事ニ決シ置、他長官之處、先其儘ニテ參議長官ノ兼任ヲ解キ候事ニ一段相付候而ハ如何ト存候、然レトモ、第一之著眼大藏ニ在ル時ハ、大隈ノ進退無之而ハ、木戸板垣邊ノ處、前日ノ見込ニモ相違致シ、縱令參議長官ノ兼任相解ケ候共、其詮無之事ニ屬シ可申ト存候、何分心事紙上ニ難盡義ニ付擱筆仕候、

かくて、木戸は伊藤になだめられ、大隈は依然として大藏省に止まり、板垣は島津久光と共に參議と卿の分離を提議して退職してしまつた。木戸は不満ながら、留任したのである。これ等の措置は、一見姑息のやうであるが、實際政治家としての材能を示すものと思ふ。

かやうにして公は、維新群雄の間に介在し、その聰明と純情、私心を捨て、能く群雄の協調を維持し、政局の安定を圖つた。公のためには岩倉はいふまでもなく、木戸・大久保ともにその鋭鋒を收め、大隈・伊藤は、犬馬の勞さへ厭はなかつた。人物の評価は容易に輕重すべきものでないが、維新日本の諸公卿中の第一等の人物はやはり公であつたのであるまいか。

もろともに國のみためをはからずは

よゝのめぐみにいかでこたへむ

岩倉具視公

岩倉具視を、たゞ公卿政治家といふ範疇に容れて扱ふことは不當かも知れぬ。公は蘇峯氏が嘗て、『單に公家出身者中の大政治家たるのみならず、乃ち總ての陛下の功臣・良臣・能臣中に於て、唯一と云ふ能はざるも、その隨一たる氣膽・識略・力量を有し、特に志を皇室に存し陛下の御身上に就て、最も周到、懇篤なる心力を竭せり』と論じたとき、特色のある人材であつた。しかし、詳かに觀察すれば、彼も亦公卿政治家の長短を併せ有した人であつたやうである。たゞ、彼は三條・西園寺等に比して、より多く實際的で、より多くの氣膽・力量を有した人であつたと思はるのである。

一 至誠天地を感動せしむ

明治元年の明治天皇の御東幸は、古今未曾有の大事であつたので、いろいろの意味に於て、京都公卿等の反対は烈しかつた。木戸孝允はこれを憤慨して『御東幸に付、京師の腐儒・迂生異論百出、大に輦輿を奉止等の説あり、天子の天子たる御事を不知、固陋の見を以、天下の大機を誤らんとす、前途の事始終内部の障妨より、却て國威を縮少するに至る件舉て不可數、百事多端の時節慨歎之至也、當局者只苦心焦思、傍觀するものは隨意誹謗、不知天下之事如何』

○十月初 といつてゐたのでもそのさまが思はれる。

こゝに、公卿始め多くの人を驚かし、御東幸反対に拍車をかけたのは、伊勢大廟内宮の前にある俗に冠木の鳥居といふのが、風もないのに自然に倒れたといふことであつた。丁度この十六、十七日は外宮・内宮の神嘗祭であり、折も折、御東幸の直前であつたから、これは、まさしく神慮が御東幸を喜ばれないので、この神異を御示しになられたのであるやも測られないと神官は特に、人を派して神祇官に届け出た。その使は九月二十日、御東幸御發輦當日、京都に著いた。この報を得た刑法官知事大原重徳は大に驚き、これは果して祖宗の神靈が御東幸を喜ばれないためであると、早速岩倉の跡を追ひ、大津驛に至つて岩倉に極言してこれを中止せしめようとしたのである。岩倉も大に困つたが、もとよりこの重大事を中止することは出来な

い。ところがこの神宮の華表顛倒の話は、忽ち洛中洛外の大評判となり、人心恟々たるさまであつた。

岩倉は、大に憂慮し、神宮に奉告するに誓書を以てした。それはこの度の御東幸は、我が聖天子が神武の遺志を繼ぎ、國のため民のために爲されたのである、祖宗の神靈がこれを憚ばれない筈がない、神宮華表の倒れたのは木材の朽ちたためであつて、神慮と何の關係もない、また神と雖も如何ともすべきことでない、若し萬一、神慮があるとすれば、それは、全く自分たち輔弼の職にある者の至らざるからであるから、甘んじて神罰を受ける覺悟である、願くは神靈も冥助を垂れたまうて、御東幸の恙なきやう護らせたまへといふのである。

九月二十三日、岩倉は伊勢の關宿から、大原卿へ宛、次の書翰を贈つてこの決意を告げてゐた。

爾來御途上好天氣、至尊益御機嫌能被爲渡、御同然奉敬賀候、抑過日は遠路態々御出馬、御誠忠ヲ以御建言之件、實ニ不堪感銘、雖然凡事有大小輕重、此盛舉決而非尋常一樣御事、則懇々言上候通、深永久之御旨趣被在候義ニ付、敢奉背 神意之道理無之ト存候、自然人事ヲ謬候へハ、臣等執事之大罪、天地無所容次第、假令如何様、神罪ヲ蒙ルトモ、死猶有

餘儀ニ御座候、就而ハ御約ニマカセ、別紙之通窃ニ誓、神明候間、老臺迄差出候、拙義只
管爲國爲民、痴情御憫察是祈、御一覽後御火中可給、只死後千載之知己ヲ待耳、草略、餘
ハ後便ト申殘候、早々不備

誓書は次のごときものである。

臣具視誠恐惶遙

奉告 皇天 皇祖神宮祠前、皇孫

今上、夙嗣 天位、親聽萬機、戰々兢々、夙夜不怠、大有所興起、獨奈時值兵亂、加之奧
羽未靜、東京人口始困飢渴、於是乎斷然有巡狩之舉、將有舉親恤之典、以施東西無偏之化
非敢好逸豫也、臣具視、謬辱輔相之重任、與百官有司、贊成之、行儀既備、去廿日車駕將
發於宮闕、有人告、神宮華表木無故而顛矣、曰此行也、神或不欲也、臣斷焉曰、決無斯理
矣、朽木之顛、常勢之所使然、雖神、不能支、不啻不支、亦所不用意也、仰惟 皇孫 皇
帝之立也、明德匪不馨、誠意匪不通、皇天將來格、決無斯理矣、此盛舉也、續 神武之遺
志、爲民爲國 神之所冥助、皇化將東被靺鞨、決無斯理矣、夫天理人事固一本也、豈徒蒼
茫空虛乎、若或人事之所不盡、臣非職之罪耳、當其責矣、皇祖、以臣之身代之、敢所不辭

也、嗚呼 皇天后土、庶幾垂憐臣之微忠焉、臣頓首稽首謹言、

何たる強烈な信念であり、氣魄であらう。しかも、溢るゝ忠誠、一身を君國に捧ぐるの情が
見らるゝ。斷じて行はば鬼神もこれを避くとは、この純情なる信念から來るものである。岩倉
の一生には常にこの概があつた。小御所會議に山内容堂も挫き、征韓論に大西郷を挫いたのも
この信念と氣魄とであつたのである。

二 過失を謝するに淡白

岩倉といふと直に奸雄といふ語を想ひ起す程、複雑な性格を持つた人で、三條實美のやうな
單純な、至誠のかたまりのやうな人でない、隨分腹の黒い所もあつたやうだ。またかの小御所
會議で、山内容堂や松平春岳を挫き、征韓論で、西郷隆盛、板垣退助、江藤新平等の要求を斷
乎として退けた、あのするどき機智と辯舌、それにも増した剛健な意志、霸氣鬪志の持主であ
つた公を想ふと、公は極めて我意の強い、人のいふことなどは肯かない、剛腹の人と思はれさ
うだ、この人にして過失を謝するに淡白であつたなどは、一寸受けとれないやうであるがこ

これは全く事實であつた。これが複雑な性格を語る所以かも知れない、公には一旦是と信ずれば何處までも遂行する強さと、一旦非と覺れば、率直にその過失を認めて、これを謝するといふ淡泊さがあつたのだ、これは極めて宏量な人でなければ出来ないことだ、私はそこに公のやさしい純情の半面を見出すのである。

明治四年十月のことである、岩倉が特命全權大使として差遣せられることになつた。これに隨行するものは參議大久保利通に同木戸孝允、工部大輔伊藤博文に外務少輔山口尚芳と、各省の俟髦をすぐつて四十名近くであつた。この時この一行に、神祇省から皇學者を一人連れて行くがよいといふ議が起つた、これは單に一行の記録を掌らしむるといふよりも、皇學固有の思想を以て、歐米の文明を観察せしめ、新興日本の基礎を作るに裨益させたいといふのであつたらしい、面白いことにはこの議を主張したのは、當時の急進的進歩家と目された參議大隈重信であつて、これに反對したのは國體論に最も關心深かりさうな岩倉であつたことである。岩倉は初め何にも西洋に行くに皇學者でもあるまいと、大隈の議を斥て肯かなかつた。

岩倉がこの話を政府の教育顧問フルベツキにすると、フルベツキは岩倉にそれは大隈さんのいふことが正しい、閣下が今度の洋行目的はこれによつて、國家の基礎を建て直さうといふの

でありませんか、それには各方面からの觀察と意見を求めることが必要だ、神祇省から皇學者を隨行させ、その意見を求むること最もよろしいと申上たので、岩倉は成る程と合點し、早速大隈に前言の過つたことを詫びて、皇學者の詮考を依頼した。公は十一月一日と四日に大隈に書翰を出してゐるが、四日のものには、

今日は段々御厚キ御取扱畏感載仕候、

搜皇學者一人之處、何卒今日至急被仰付候様偏御頼申入候、

一、右皇學者義神祇省官員ニ被仰付、隨行被命候様致度、右は神祇省よりも隨行條理之所令然ト足下御議論之處、予強テ異存申立、御罷ニ相成候次第候得共、昨夜フルベツキ懇話之節、今度政府半バ御出行之勢、實ニ國家之基礎是ヨリ目的被爲立候御義ト各國人深ク感佩之事候、然ルニ神祇省一ノミ隨行無之義は缺典、實ニ遺憾之事候、仍之予甚後悔、更ニ御斷申入候間、前時申入候通、更正院ニテ御評議御許容偏願候、

一、佐賀縣久米某被仰付候ハ、早速當家え入來之様、本御同縣之義、何卒宜敷御頼申入候、

岩倉が初め皇學者の隨行を無用として、大隈の議を斥けながら、フルベツキの一言で、翻然と

その非を覺り、あつさりと、いや私が悪るかつた、甚だ後悔してゐます、どうか適當の人を推薦してくださいといふ處、これは剛腹自ら用ゆる人には決して出来ないことだ。かくて大隈が推薦したのが、佐賀の久米邦武で、後の帝國大學教授文學博士となつた歴史家で、岩倉一行の視察記歐米回覽實記は、彼の起草したものである。

かやうな岩倉の宏量を語る話はいろ／＼ある。明治十一年四月八日、明治天皇は大隈參議の雉子橋の邸に行幸あそばされ、庭上の櫻花を賞して、半日御清遊あらせられた。參議邸行幸は前年の木戸・大久保の外はなかつたことであつたので、大隈の光榮は非常であつたが、他の參議は決して、これを心よしとは思はなかつたらしい、特に大隈と雁行の地位にあつた伊藤博文は大にこれを不可とし、岩倉及び大久保にその意を通じた。大隈と伊藤とは維新以來の親友であつたが、この頃から既に陰然勢力争があつたらしい。大久保は伊藤の言に道理があると思つて、即日岩倉に警告書を發した、それは四月三日夜のことである。大久保の意は、天皇の臣下邸行幸は重大なことで、非常の光榮なことだから、輕易に流れてはならない、また偏頗になつてはならない、大隈邸に行幸になるなら、寺島・黒田・伊藤・山縣等の邸にも行幸にならねばなりません、これは伊藤等と篤と相談の上になされては如何でございますかといふのであつ

た。

岩倉は伊藤の異議あることを聞くと、早速伊藤を尋ねてその諒解を求め、三條とも謀つたが今更ら中止する譯にも行かぬ、それで大久保にもその旨を通じ、これは全く小生が輕易に取計過ぎたことで、恐縮にたえないことだといつて、その諒解を求めた。この手紙と行き違ひに、前述の大久保の手紙に接したので、岩倉は早速返翰を裁して詫びをいつてゐた。それは四月四日附で、

三日夜御認御書、四日午後八時三十分著正ニ令披見候、扱ハ近日上野公園行幸被爲在、還御懸大隈邸 臨御之事、伊藤ヨリ文通ニ付態々飛脚仕立ラレ、御旨趣懇々御申越、何モ令承知候、抑此事タルヤ敢而他人ノ預リ知處ニ無之、全ク小生一人ノ輕卒ニ起リ候而已始終申條モ無之事ニ候、素リ當人ヨリ一言ノ内願モ無之、亦三條えハ小生ヨリ心付申談候譯ニ而、參議邸えハ次第ニ追々 臨御可然事ト申入、其上

聖上え小生願出候事ニ而、則御内意相成候上、伊藤々心附承、段々尤ニ存候ニ付而は、實ニ恐縮、進退極リ候次第、三條え文通ノ處、別紙返答書ニ付伊藤方え行向、心附尤ニ存候上ハ斷然御止可然候得共、既ニ昨日御内意ノ今日條公書狀も如此候、併シ是非御止メノ

方カ又内閣ノ御相伴杯ハ一切御止メ、眞ニ鳥渡御立寄計ニ而庭中櫻花御一覽、直ニ還幸カ如何可致哉及懇談候處、御内意ノ上ハ致シ方も無之、暫時御立寄之外ナシトノ事ニテ、更ニ大隈云々ノ御都合付、眞ノ御立寄計ト申入候事ニ候、(云々ト申仔細ハ書取難ク面上ノ砌可申入候)然ルニ只今貴翰一見、恐縮ハ無論眞ニ進退極リ苦心此事ニ候得共、一分ニ而御返答難申入、尙明早朝三條示談深く心配可致候、飛脚爲待一筆如此候、早々以上、尙々本文ノ件ハ吳々小子一分ノ不束ニテ千萬苦慮致シ候次第難盡紙上事ニ候、

當時大隈は大久保に次いで參議の次席で、伊藤の上にあつたとすれば、伊藤に先だつたとて不思議はない筈だ。それに元來大隈の内願から起つたといふのでもなく、既に御内意とまでなつたこととすれば、これを咎めることも、あやまることもない筈だが、岩倉はそこに尙ほ自分の思慮の至らなかつたこと、右大臣として輔弼の責に缺くることのあつたことを認め、これは私の輕卒であつたと、一切の責任を自ら負ひ、伊藤をなだめ、大久保に謝する、その態度は宏量にして、純情な人でなければ、能くすることでない。

岩倉にかく過失を謝するにやぶさかでないといふ半面があるとするれば、公が明治七年征臺の役に際し、清國は抗議する、英米二國は異議を提出する、國內には反對論がやかましくなつた

時に、岩倉は今回のことは私が一番悪るかつた、失敗の全責任は私にあるといつて、局外者の議に擬して自ら責め、辭表を上つて、その罪を謝した眞意が能くわかる。私は從來この時の公は辭表によつて、君主の信任を試みたので、一種の策謀に過ぎないと思つたのは、公の性格の半面を知らないからであつた。

されば公はまた赤坂喰違で、明治七年一月公を要撃した土佐藩士高市熊吉、同喜久馬等九人のために減刑を主張してゐた。公の意は、

この徒は内外の情實も知らず、街談や傳聞誤聽から一時の憤慨に堪へないでやつたことでもとより大謀遠慮がある譯でない、少年血氣の勇に乘じ、前後の顧慮がないからのことだ。予が、右大臣としてその職にかなはざるより、予を疾視し、憤怒滿腔、遂にかゝることに及んだのだ、されば予が災厄は、予が不徳から來たことだ、極論すれば、右大臣を狙撃した者は、彼等でなくて、予自ら致したものだといはれる、宜しく彼等の死一等を減じ、終身懲役に處するが至當だ、

といふのである。公の意も行はれず、暴徒は當時の國法によつて、斬罪に處せられたが、公が一切の罪を自分に歸して、減刑を主張した精神は稱すべきであらう。

三 善く人の言を容る

岩倉が美點として今一つ著しいことは、公が大事に際して能く人と謀議して、最善の策を求めたことである。實に公が人の忠言を求むる誠意には感ずるに堪へたものがある、小御所會議征韓論、さては明治八年島津久光の建言を一蹴した剛強不屈な一面には、やさしい誠實な、用意周到な處があつた。畢竟衷心にその誠があるから、あの頑張りが出たのである。明治六年十月征韓の議が愈々高潮に達した、十五日の閣議では、愈々征韓の議が決定し、西郷隆盛が使節となつて、朝鮮に派遣されると定まつて、御裁可を得るといふまでになつた、だが岩倉は飽までこれを遺憾とし、何とか頽勢を挽回したいと思つて、大隈・伊藤の兩人を招き、その對策を講じようと冀つた、この時兩人に宛てた書翰がある。

朝鮮一件云々如何にも苦慮也、ならぬ迄も人事限りは盡し申度事ニテ御座候、御兩卿中深く御高慮御示談之上、明朝九時頃御同伴御出被下度候、其上不行時は天也命也 玆方無之、何分不一方御勘辨有之度如此候也、昨日も行違伊藤氏斗入來、今朝も同斷大隈氏而已御出

残念候、明朝同時必御同伴可給候、

岩倉が征韓論の廟議に際して、如何に大隈・伊藤を信頼してゐたが、如何に衷心から兩人の謀議を待つてゐたか、公の誠直のさまが能く知られる。

十月十七日岩倉は三條が西郷等に動されて、征韓の議に賛成したので、國家のことも最早これまでと斷然辭表を奉呈することになつた。大隈も岩倉に殉じて辭表を出さうとしたので、公はこれを止め、足下はどうか留まつて三條公を輔佐してくれといつてゐる。征韓の議がかうなつたのは、實は三條の弱腰で、西郷等の氣勢に恐れて心ならずも承諾したことで、岩倉としては三條の態度は寧ろ憤慨に値するのだが、岩倉はこれを憤る處か、大隈にはどこまでも、三條公を輔佐してくれと頼んでゐる。曰く『足下には一昨年來彼之公を御助力之續も有之候儀決而卒爾之進退無之、此上成丈御輔々可被申上候事偏に企望致候』とある。大隈は明治四年岩倉等の歐米旅行の留守中から、特に三條を輔佐して、財政その他の難局に當り、三條には缺くべからざる大切の人であつたので、將來の輔佐を依頼したのである。彼の公とは三條公のことだ。岩倉が國事を憂ひ、友人を思ふ、やさしい誠意が偲ばれる。

岩倉にこれ等の誠意と信頼とがあつたので、大隈や伊藤が一身を傾倒して公のために盡した

のである。十月二十三日伊藤が公に宛てた書翰に、

今朝大隈ヨリ事情詳ニ承知仕候、博文此際不顧一死、唯願クハ閣下確乎不拔、朝憲ノ立ツ所ニ深ク御注意有之度、一言一語モ國家ノ存亡ニ關スルハ眞ニ此秋ニ御座候、誠惶頓首、とある、申すまでもなく、この二十三日は、岩倉公が明治天皇に征韓の議に關する意見を奏上して最後の聖斷を仰いだ日で、この書翰はその朝公が參内前に伊藤が呈したものだ。この日早朝かその前夜、大隈は岩倉に會してその謀議に與り、畫策を助け、公を激勵した、伊藤は大隈の話聞いて、この書を與へ、博文この際一死を願すといつて、公を激勵したのである。

岩倉が薩長や維新群雄の調和を謀り、明治政府の維持につとめた誠意は、寔に著しいものであつた。その例はいろいろあるが、左の書翰がある。

今朝來臨忝存候、分離一件、井上申入候
通安心也跡人撰頗ル困難、ためニ瓦解も不可知形行、明朝御評議は一大難事と存候、就而ハ明朝八時參集之事故、六時來車か、小子カ參上か、何レニ而も御決答願候也、

二 廿六

具 視

大隈 殿

實に此際一言之上ニも萬ノ關係ヲ生シ候次第、此上ハならぬ勘忍ニ而も、彌盡力御依頼申候事ニ候、以上、

追 啓

明朝御評議ハ瓦解否ニ關シ候重事件ニ付、是非々々明朝六時カ七時迄ニハ來臨とも、參上とも決著、御一筆可給候也、

これはいふまでもなく、明治十三年二月、參議と各省卿とを分離する議が起つた時のものである。大隈が參議として大藏卿を兼任するは、弊害が多いといふので、常に反對があつた。明治八年板垣退助がこの議を主張し木戸などもやかましくいつてゐたが、未だ行はれなかつた、その議がこの年再び起つたのである。要するに大隈苛めの一の手段であつたのだ。岩倉はこれを大に憂慮した、若し大隈がこの議に反對すればこの議が行はれず、大隈と薩長參議の軋轢は遂に内閣の瓦解を惹起す、これは大隈を慰撫して事を圓滿に解決するより外に良策がないと考へた結果が、この書翰であつた。明二十七日は最後の閣議で、事が決定するから、當日早朝に大隈に面會して、その耐忍と自重とを説きたいといふので、同一事を二回も繰返してゐる。懇切丁寧、如何に公が大隈に勘忍をを冀ふたか、察せられる。二十八日參議省卿分離の議が無事

に行はれたのは、岩倉のこの誠意であつた。次の書翰なども、岩倉の誠意を示す好例である。

前略此節ノ義實ニ不堪憂苦、一夕談談爲天下蒙高諭度、今夕出頭於閑所御面話申度、御差支否御一筆承知致度如此候也、

七月六日

尙々御承知之通、當節禁中不參中、極内々出頭之事に候也、

これも岩倉が國事を憂慮するの餘、大隈との會談を求めたもので、文章も簡潔にして誠意があふれてゐる。たゞ惜しいことにはその年が明かでない、私は從來これを明治十四年のことと斷じ、大隈の國會開設意見上奏以來、伊藤との間が阻隔し、政局が頗る不安を呈した時のことと思つたが、更に後日の研究を待つことにした。

岩倉には眞の輔佐が絶えなかつた、玉松操といひ、大久保・伊藤・大隈といひ、或は井上馨井上毅といひ、何れも忠實な輔佐謀議の友であつたのは、公に過を改むるに淡白で、能く至誠を以て、人を待つ美點があつたからであるまいか、私はこれをたゞ奸雄人を欺くとのみ見たくない。

四 日本を指導した識見

岩倉には一種獨特の識見があつた、それは彼の天才か、それとも能く他人の善言を採つたためか知らないが、常人にない大なる處があつた。彼が明治維新に際し、公卿諸侯は勿論勤王の志士まで、建武中興を標的としてゐたに過ぎないのに、公のみは建武中興は未だ模範とするに足りないといつて、神武天皇創業の鴻謨に則り、皇猷を世界に恢宏することを理想としたといふのは、玉松操の進言があつたからとはいひ、公でなければ斷せられない超特の大識見である。維新以後今日まで日本はこの精神で生きてゐる。

この大識見にも比すべきは、公が憲法制定に就て示された識見である。公は明治十四年七月六日憲法を制定するには、先づ聖斷を以て、これだけの大綱領だけは定めて置かねばならぬといつて、意見書を上つてゐる。彼は憲法の條章にはいろ／＼議論もあらうが、日本の憲法には日本特有のものとして動かすことの出来ない、英米獨佛にも模すべからざる大綱領がある筈だといつて、その綱領を擧げてゐる。その大綱領といふのは、後の帝國憲法の要綱を盡したものと

である、それはたとへ井上毅の參畫があつたとしても、公にそれだけの識見がなければ言ひ得ないことである。この意見書に於ても公は憲法の模範を英國に取らないで、獨逸に取ることをいつてゐるが、而し公は決して獨逸一點張りでなかつた、公の立脚點は飽まで日本にあつた。それに就いて、かやうのことがあつた。

伊藤博文は、明治十五年三月憲法の調査研究のために洋行することになつたが、伊藤は彼の地で、普魯西のグナイスト、澳地利のスタイン兩博士の憲法講話を聽いて、すっかり感服してしまつた。これだ、これだ、私が多年求めて得なかつたのはこれだ、故國を風靡する英米流の自由民權説を破るのは、この説の外にない、これで多年の疑問が一扫されたと喜んだ。彼が十五年八月十一日岩倉に『グナイストとスタインの兩師に就き、國家組織の大體を了解することを得た、皇室の基礎を固定し、大權不墜の大眼目は充分に立つた、英米佛の自由過激論者の著述のみを金科玉條のごとく誤信して、國家を傾けんとするものゝ妄を辨するはこの外にない、私は心竊かに死所を得た心地がする』といつてゐたので、伊藤が兩博士に就て感心したさまが知られる。伊藤は遂にスタインを招聘して、日本に連れ歸るといひ出し、九月には密かにこのことを政府に上申して、その承諾を得た。

伊藤はスタインの穩健な思想で、日本の教育精神を根本的に改造し、過激な民權思想を驅逐しやうと心掛けたのである、彼が參議山田顯義に與へた書翰には、

小生此便井上外務卿への書中に、澳國の學師スタイン氏を我國に聘シ度キコトヲ勸告セリ、

若シ廟議此師ヲ備入、大學校ヲ支配セシム、學問の方嚮を定めしめなば、實ニ現今の弊を

矯め、將來の爲め良結果を得ること疑なしと信ず、

○明治十五年八月二十七日附

云々といつてゐたので、彼が招聘の目的が知られる、彼の考はなかく大きい。だが、スタインはこの時既に七十歳に近かつたので、自分は老衰である、到底遠洋の航海に堪へて、日本に行かれぬ、また幸に行つた所が御役にたゝないといつて應じなかつた。伊藤も斷念した。伊藤がその後、獨逸大宰相ビスマルクに會つて、この話をすると、ビスマルクは大に伊藤の著眼を稱し、それは善い處に氣が附いた、それなら私からスタインに代る學識經驗ある行政官三人を推薦致しませうといふことになつた。伊藤は大に喜んで、早速政府に上申して承諾を求めた。これは明治十六年一月末のことであつた。かくて伊藤は行政制度顧問としてルドルフ、教育制度顧問としてテツヒヤウの二人を連れ歸り、これに從來外務省雇ロエスレルを憲法制定の顧問とした。このロエスレルは特に勝れた學者で、憲法制定には井上、伊東、金子などを助けて

大に役立つ人物である。

伊藤が獨逸の學者や行政官を招聘して、學校を改造し、憲法制定の顧問とし、また立憲政治を實施するに必要な行政制度の革新をやらうといふ考は、時勢適當の考であつた。伊藤の識見として見られやう、だが岩倉の識見は寧ろ伊藤の上にあつた。岩倉は考へた『伊藤のいふことはよろしい、しかし忘れてならないことは、我々は日本の憲法を作り、行政組織を革新することだ、何にも獨逸の精神組織をそのまま移入しようといふのでない、伊藤の伴ふ學者は固より偉い學者であらう、だが彼等は畢竟獨逸人で、日本人でない、日本の歴史も、國體も知らぬ、果して我々が要求する憲法を作り、行政の革新を爲し得るであらうか、されば彼等をして日本のために働かせるには、我々は先づ彼等から教育し、彼等をして眞の日本を會得せしめねばならぬ、眞の日本の憲法・行政法はそれから出来ることだ』かくて岩倉の獨逸顧問教育法といふのが案出された。公は明治十六年二月二日三條に宛てた手紙で、そのことをいつてゐる。

所謂先入爲主ノ諺ノ如ク、其始大切ニ付、先以國體ノ根本、一系萬世ノ皇統及古來ノ之慣習、總テ歴史ニ仍リ不可缺大綱簡短ニ書綴リ、コレヲ獨逸文ニ反譯致シ置、而シテ備入ノ三名江郷重ニシテ御渡シ在之、先ツ根本ナリ、原因ナリ、能了解候上、立法、行政、司法

之三權分立、組織、質問ノ事ニ致シ度、兼テ希望之義ニ付、幸此機會ニ調成之様相談候處極可然、就テハ井上此總裁被仰付度、右ハ小生申聞候大體ト、引續キ維新已來ノ政體及其得失等書記致シ、同敷獨逸文ニ反譯致度トノ事ニ候、コレモ至極可宜ト相考候、

前件出來候上ハ、英佛等ノ文ニモ爲書取、自今御備外國人ニハ先以、コノ書ヲ示シテ郷重ニ申談シ、熟覽爲遂候上、其専門之御用依頼可致事ニ致度、コレハ從來之希望ニ御座候、岩倉はこの意を外務卿井上馨に通じ、井上をして伊藤に注意せしむることにした。井上は直に伊藤に、この際深く足下の注意を請ふことは、我々の要するものは、我が國の史乘と習慣とに根據し、我が日本國の憲法を編制し、行政上の改良を爲すことである、決して獨逸國の精神及び組織を日本に移入しようといふことでない」と電通達した。

公の意見は廻りくどいようだが、未だ學問の獨立がなくて、英國學者は英國そのままを、佛國學者は佛國そのままを輸入し、模倣しようとした、例へば自由黨總理板垣退助は、自由黨の尊王論を説き、『吾黨は我皇帝陛下をして英帝の尊榮を保たしめんと欲する者なり』といつて、英國の皇室が最上の模範であることを示した。これに反對する獨逸學者は、また獨逸そのままを模範とする傾向があつた。伊藤は能く日本といふことを口にしたが、しかもその伊藤の獨逸

的なること、大隈や板垣の英國的なることとどれだけの相違があつたであらうか。かの獨逸の侍従フォン・モールを宮内省に招聘して、獨逸式に宮中諸制度を改革しようとしたのは、伊藤ではないか、岩倉は大隈、板垣等の英國や佛國のなるを好まぬごとく、伊藤の純獨逸的ならんとすることを好まなかつたのである。かくて岩倉は先づこれ等招聘の學者を教育し、眞の日本を會得させるのが、何よりの急務であると考へたのである。私はそこに彼が獨特の識見を見るのである。かくて岩倉は十六年三月、遂に國體及政體取調ノ事と題して、意見書を明治天皇に上り、國史編纂と歐文翻譯との必要を論じた。その議が熟して出來上つたのが、その年四月七日宮内省に設置された編纂局で、公はその總裁に任せられた。福羽美靜・西周の兩名が編纂委員長に、秋月新太郎・若山儀一・落合濟三・小野正弘・青木貞三・小中村清矩・妻木賴矩・村岡良弼・萩原裕等が編纂委員に任せられた。かくて出來たのが大政紀要で、その一部は刊行されたが、公はこの書の完成を見ないで薨去した。しかし歐文翻譯は遂に着手するに至らなかつた。

岩倉は晩年時勢に憤慨する餘り、一種の反動思想に囚はれ、國會の開設によつて、大權下移するがごとくに憂慮し、立憲政治には甚だ不徹底の考を抱くやうになつたが、公が憲法は國體

と國史とに基礎を置かねばならぬと論じたことは、當時に於ては一種獨特の識見であつた、たとへそれには井上毅や、神羽美靜等の學者が帷幄にあつたからだとはいひ、公なればこそ始めてそれ等諸説を神得了解して、我がものとなしたので、曩に玉松操の説を採つて、明治維新を神武創業の古に復へしたと同一轍である。

君か爲身はくたくとも武士の

こゝろの眞弓ひきなたかへそ

近衛篤磨公

一 國民の信頼に値する人

維新以來七十年にして、開國の大業が始めて成就せんとしてゐる。現代東洋問題の發展を見るもの、誰か、こゝに有名無名、幾多の先覺者の屍が埋められてあることを見ぬものがあらうか。我が近衛篤磨公のごときも、その先覺者の最大なものである。しかも今やこの人の嗣子文磨首相によつて、その志が成就されんとしてゐるのは奇縁といはねばならぬ。

そも、我が近衛篤磨公は如何なる人であつたらうか。私は一言にして盡せば、信頼に値する人といひたいのである。何時の時代、どの國でも、一國民の崇拜と信頼とに値し、この人に従つて行けば間違ひがないと信せらるゝ人を有つ國民は幸福で、その國は必ず興隆し、發展するに疑ひがない。かやうな人を有たぬ國民は昏迷して進路に惑ふを常とするものである。

伊太利や獨逸は前者で、英國や佛國などは後者であるまいか。現代の日本がその何れであるかは、私輩の知るところでないが、國民には未だ磐石の信念に缺くところがあるかに覺える國民はただ眞に信頼し、追隨し得る人を求めて止まないやうである。

だが、かやうな人は容易に出るものでない。明治維新は人材の輩出したこと、前後ないことだといはれる。西郷の徳望、木戸の識見、大久保の膽勇などは古今稀に見ることである。しかも、眞に國民の信頼を集め、國民をしてその進路に惑はしめなかつたのは、三人が協力一致したときだけであつた。明治四年の廢藩前と六年征韓論破裂以後の不安な世情を見ると、能く首肯されると思ふ。

それ程、一國民の信頼と追隨とを得るは容易ならぬことである。たゞ國家國民を思うて、一身一家を思はざる西郷のごとき人、超凡な識見は、常に一世を指導し得ること木戸のごとき人豪邁果敢、一切の障礙を突破して進み得ること大久保のごとき人が、協力一致してこそ始めて國民が信頼し、追隨するものとすれば、眞に一國興隆の因となる人が、容易に出るものでないことはいふまでもないことである。

若し、私が近衛篤磨公が、かやうな人であつたといふならば、何人もそれは餘りにも傳記作

者の惡癖だといふであらう。私は如何に時局にのぼせたとして、それほど事理を没却しない。ただ人物の大小は別として、近衛公がかやうな人物であつた。若し公に假すに年齒を以てしたならば、將來の發展、容易に測るべからざるものがあつたといふことだけは、必しも誇言であるまい。

とにかく國民の見る近衛公は、全く權貴に屈せざる國家本位に行動する人物で、薩長藩閥と政黨との間にあつて、國民の立場を示したばかりでなく、對外的に日本國民の進路を示した人である。公のいふところは、何時も政黨政派にも、はたまた藩閥にも關係なき日本國民のいはんとしていひ得ざりしところ、進まんとして進み得ざりしところであつたのである。國民が公に於て、始めて信頼し得る人を見出したと思つたのは無理でなかつたのである。

二 立憲政治家として

公が、華胄界稀に見る人材として、上下の注目を受けてゐたことは、久しいものであつた。公が塊獨六年の留學を終へ、明治二十三年六月優秀の成績を以て、ライプチヒ大學を卒業し、

ドクトル・ユリス・ウトリウスケエの學位を得て、歸朝したときは、その前途を刮目しないものはなかつた。特にその卒業論文が『大臣責任論』であると聞いて、朝野共に、多大の興味をこの少壯公子に寄せたのである。

人材を愛し、獨逸思想を喜んだ伊藤博文は、早速公を薦めて貴族院假議長とした。公は伊藤の推輓の下に、一躍貴族院議長の職を取るに至つた。因にいふが、公の獨逸留學も主として伊藤の斡旋であつたといはれる。

こんな風に伊藤の推輓を受けた公であるが、しかし、この公子は伊藤の幕下に入るには、餘りにもプライドが高過ぎたのである。公が自ら筆を執つて起草した所屬團體の三曜會の趣意書に、貴族院職員職務を説いたものがあるが、それは公の貴族院に於て自ら任ずるところを語つたものである。

それによれば、貴族院は、政府と衆議院の間にあつて、かの司法權を代表する正義の女神でなければならぬ、この女神が白布を以て自らその目を蔽ひ、左手に衡を持ち、右手に劍を掲げて、若し衡の偏重偏輕を感ずることあらば、忽ち一刀兩斷の處分に出でたといふごとくであらねばならぬ。貴族院は政府、政黨、苟も偏見と認めなば、これを助けず、一に我が皇室を護り

憲法を守り、忠實に國利民福を講せねばならぬといふのである。

公はかやうな自覺の下に貴族院に入つた。

初期の帝國議會は回顧して戰慄に堪へぬ程に、官民朝野の抗争は激烈で、議會は朝野の鬭争場と化し、そこでは日々喰ふか、喰はるるかと思ひどろの鬭争が演ぜられてゐたのである。

その原因は何づれにあつたか。實は兩者は思想的にも、感情的にも到底融和し得なかつたのである。自由民権の上に立ち、維新の四民平等、萬機公論に決するをモットーとし、政黨政治を信條とした政黨の主張は、多く維新の勤王運動に身を起し、天皇親政に立つ在朝政府者の主張とは、超ゆべからざる境があつた。在朝者は政黨政治といふときは、天皇大權の竊收、篡奪なりとさへ信じたのである。明治二十二年二月十五日、伊藤博文が府縣會議長に説明した帝國憲法の趣旨には、

今後議會を開き、政事を公議輿論に問はんとするに當り、遽かに議會政府、即ち政黨を以て内閣を組織せしめんとするときは、最も危険なことで國家の根本を動搖することである。

といつてゐた。最も公平で、進歩的といはるゝ伊藤公でさへ、かやうな思想であつたとすれば、

他の藩閥政治家、松方・黒田・山縣などは想像されるのである。

しかし、政府と政黨の争ひも主義や思想の上だけのことであれば、それ程烈しくならなかつたかも知れない。だが感情的の對立が加はるに至つては、到底たまらない。薩長政府は、その名の示すごとく、薩長の勢力を以て政權を壟斷せんとする趣きが濃厚であつた。薩長には大久保・木戸以來、薩長でなければ、國家は維持されぬ。これは薩長の權利であると共に義務であるといふやうな感情があつた。私はこれを薩長の傳統的感情といふ。薩長はこの感情によつて明治日本の政權を維持してゐた。この形勢は、明治十八年十二月伊藤博文が内閣制度を更革し第一次内閣を組織した以後も、長く變らなかつたのである。

彼等はかゝる傳統の堡壘によつて、民權政黨の人々を目して破壊黨とし、非愛國民と呼び、自ら勤王黨と稱したのである。

在野政府が、かやうの考へを以て臨んでゐたから、在野政黨の徒が薩長政府に對し、切齒扼腕を禁じ得なかつたことは當然である。彼等は薩長政府こそは維新の皇謨を無視し、天皇の大權を私竊して専恣の政治を行ふものであるとしたのである。さあかうなつては、鬭争の外解決の方法が見出されないのである。

かゝる間にあつて、正義の女神を以て任じてゐた我が近衛公は、如何なる行動を執つたか。

第五議會に於て、民黨諸派が、從來の經費節減及び民力休養論の外、更に官紀振肅及び外交刷新を標榜して伊藤内閣に肉迫し、遂に條約勵行決議案を提出するに於て、伊藤首相は衆議院の解散を奏請するに至つた。

公はこの解散を不當とし、明治二十七年一月二十四日、貴族院の同士三十餘名と連署して、一封の忠告書を伊藤首相に贈つて、その不法を詰り、反省改過を促した。その要は、

國會開設以來、豫算の削減にのみ勉めた衆議院が、官紀、國權の諸問題に著眼するに至つたのは、明かに帝國憲政の一進歩である。その提唱せる條約勵行論のとき、畢竟政府に促すにその當然の責務を盡さしめんとするもので、その間、何の咎むべきものがない、然るに政府が、鎗國攘夷の辭論として、百方その發言を阻止し、終に衆議院を解散するがごときは、切に政府のために、その輕舉を惜まざるを得ない。

と、痛烈を極めた。伊藤は、これを 明治天皇に奏聞すると共に、長文の復書を公等に寄せ、衆議院の罪を數へ、到底和協により大業を翼賛するの望みがないからであると辯じたが、公等はこの復書を牽強誣罔の甚だしきものとして、再び長文の意見書を首相に寄せ、別に公の機關

雑誌「精神」の號外を以て、復書辯妄の一篇を公にして、一々復書に反駁を加へ、政府の行動を非難し、和衷協同を破るの罪は、寧ろ政府にあることを論じた。

伊藤が、これ等の書を得て憤激したことは想像にかたくない。伊藤はまつ赤になつて、公を呼びつけて、その不謹慎の言動をせめた。藤波言忠子爵が、一日二回も長文の書翰を以て、公に忠告したのはこの際のことである。藤波の書翰に、

閣下歸朝以來日尙淺く、世事の經驗に乏しく、政界の地歩未だ甚だ高からず、宜しく沈黙自重、徐に天下の信望を養ひ、他日の大成を期すべし、萊府大學の卒業論文を敷衍し、同族を集めて之を討論するが如きは、事頗る輕躁に渉る、乞ふ少しく反省せよ。

といつてゐた。萊府の卒業論文云々は、公がこの年一月、大臣責任に關する意見書を同族に頒つて、討論問題に供せんとしたことをいつたので、藤波はこのことに託して、公の行動を注意したのである。藤波は伊藤に信用せられて、伊藤の許に出入して、能く彼の心を知つてゐたのである。或は伊藤が藤波をしていはしたものかも知れない。

藤波は公に比して十餘年の年長者で、公と特別に昵懇であつた。晩年公の話が出ると、彼は近衛に遊ぶことを教へたのは、我が輩だ、近衛が餘り謹嚴で、品行方正であつたから、我が輩

が教へてやつた。ところが、あの人品と氣象だから、大にもてゝ、先生以上にあそんだものなどといつてゐた。こんな關係にあつたので、藤波もかやうな痛切な忠言をなしたのである。

だが、近衛公の行動は、一時の衝氣や、他の煽動に出でたものでなくて、立憲政治に對する信念に出で、獨善的藩閥政府の言動に憤激して、眞に皇國を思ふの誠意に出でたものである。

だが、伊藤に反對することは、公の最大の苦痛であつた。公は當時側近のものに、

伊藤侯に反對するは、予の最大な精神上の苦痛である。侯は予が師父ともいふべき恩人である。しかし、この苦痛を忍ぶのも、公義のため止むを得ない

と語つて、歎息したといふことである。

伊藤内閣が、明治二十七年六月二日、再度衆議院の解散を奏請し、その上奏書を公にするに於て、公は内閣の非立憲を憤り、同志議員と共に『非解散意見』の一篇を雑誌「精神」の號外を以て公にし、再解散の立憲政治に於て許すべからざるを極言し、かくのごとくして、民衆の怨恨はざるの邊に暴發するがごときことあらば、何を以て、聖明に御答へ奉るべきかといふに至つた。

この伊藤内閣の再度解散は、伊藤としても全く窮餘の處置であつたが、その非理を怒り、國

政の前途を危懼したものは、近衛公の同志のみでなかつた。解散後三日のことである。貴族院議員安場保和が樞密顧問官佐佐木高行を訪問し、閣下は御存じないかも知れないが、今日は恐しい人氣で、新聞などは、御用新聞の外は、一として政府に味方するものはない、元來解散は止むを得ないとしても、一方では内閣も辭職さすべきであつた、何分内閣が今日のやうに人望を失しては辭職の外はあるまい、さもなくば恐れながら、帝室を怨み奉るやうになるのが人情であらう、このまゝ續いたら、今年十一月の國會までには必らず流血の不祥事を見るに至るであらうといつて、時勢の危機を高行に説いたといふことである。○佐々木高行日記

かやうの時勢であつたから、皇室と國家のためより外に思ふことなき、公が立憲政治の純理に立脚して、伊藤の非立憲の舉を痛撃して剩すことなかつたのは當然であつた。さうして國民は、國民の意志を代表するこの少壯公子を得て、歡喜措かなかつたのである。

だが、公の同情者の中などには、公が餘りに政黨に接近し、政争の渦中に投せらるゝを惜しむものがあつた。しかし、それは杞憂であつた。國民は公の毅然たる態度を見て、今更らながら、公を見直すことになつたのである。明治二十九年松隈内閣の成立したとき、松方・大隈共に公を引いて、文部大臣に薦め、内閣の強化を計らうとし、百方公を勸説した。しかし、公は

このとき學習院長であつたので、その重責を述べてこれを辭した。それなら文部大臣として學習院長を兼ねたらどうかといふことを以てしたが、公はそれでは華胄教育の本務に忠實なる所でないといつて、どうしても承知しなかつた。

公が華族の近狀を慨して、その教育に全力を打ちこんでゐたことは無論であるが、新内閣の主義政見に對して疑問なきを得ず、またその主義が果して自分の意見に合するやいなやを知らなかつた。こんな内閣に入閣して一時を苟且するは自分の性質が許さないからであるといふのが、また重要な理由であつたのである。

次いで三十一年六月大隈・板垣が、内閣を組織したとき、黨の領袖神鞭知常は隈板兩者の間尙ほ意志の疎隔するものあるを懼れ、公を迎へて兩者の楔子としようとし、頻りに來つて公の蹶起を促した。神鞭はもとから公と極めて親善な關係にあつた人である。

だが、公は敢へて動かなかつた。公は新内閣の成立にあきたらず、その前途を悲觀してゐたかやうな内閣に列して揚々たるは、予の堪へるところでない、華族子弟の教育は予が畢生の事業である、學習院長の地位は名利のためでないといつて固くこれを辭した。大隈は公の決意固きを知つて、明治天皇にまで奏請するに至つたが、遂に實現するに至らなかつた。公はその日

記にその理由を詳記してゐた。

かやうに政黨内閣には、多大の同情を寄せながら、その行動には頗る不満を抱いてゐた。特にその末路に至つては、さすがの公も愛想をつかさざるを得なかつた。第一大隈が責任内閣を唱道しながら、尾崎文相の辭職と同時に辭職せざるを遺憾とし、無責任、無主義の所爲ならずやといつてゐたのである。

これ以來、公の政黨内閣に對する信念は頗る動搖を始めたものごとく、政黨内閣も暫く斷念しなくてはならないといつてゐたといふことである。

公は政黨が徒に政權爭奪を目的とし、情實によつて行動し、確乎たる一定の主義主張によつて行動してゐない中は、到底國家の重任は託せられぬ、寧ろ國家の大勢定まりて、政黨の争ふところ主義の實行に一定し、一大政黨を以て、一大政黨と争ふの時期を待つことが、國家國民の利益であると語つてゐたのである。○悔世私言

政黨に愛想をつかしたといつて、公は藩閥内閣を可とするものでは無論なかつた。三十一年十一月、山縣内閣の組織せられたとき、山縣も亦公を以て文部大臣に擬し、勸説大にとめたが、公は、山縣と語ること數時間、その主義政見の到底一致せざることを見て、これを峻拒し

た。公は最後に、

拙者今日まで、藩閥にも政黨にも、何等の緊累がない、今日藩閥に入るとすれば、十分の見込みがなければならぬ、しかし、今はその見込みが立ちません、拙者の考へでは、藩閥も政黨も破れて破片となるの時は遠くあるまい、その紛亂のときには、拙者も及ばずながら助太刀を致しませう、その時失敗せば、拙者も亦政治上の打死で遺憾がない、今日は未だ打死すると思ひません、

と昂然として辭去したといふことである。公の面目全く見るやうである。これは當時に於ける國民的感情であつた。尠なくとも藩閥と政黨とを離れた識者の等しく感ずるところであつたに違ひない。かくて國民は、公に於て、始めてその信賴者を得たのである。爾後四十年、國家は幾變遷し、國民は未曾有の國難に遭遇して、公の嗣文鷹首相に於て、この信賴を見出さんとしてゐるのは、顧みて感慨に堪へぬことである。

三 外交上に於いて

だが、國民が近衛公に於て、眞の信頼を見出したのは、立憲政治に於てのみでなかつた。外交問題特に東洋問題であつた。我が國民は、明治六年征韓論が破れ、西郷隆盛が朝廷を去つてから、最大の信頼者をなくしたのである。岩倉・大久保・伊藤等の内治には異論があつても、彼等が當代隨一の人材たることには異議がなかつたのである。だが、その外交、特に、對韓、對清問題に於ては、國民は決して満足しなかつた。明治十五年及び十七年の京城事變に對する我が態度、十八年天津條約に就いては、國民の不滿は蔽ふべからざるものがあつた。維新以來の我が國威は全く失墜し、朝鮮は名實共に清國の屬邦化せんとする形勢であつた。

日清戦争は、多年國民の渴望したもので、政黨も政府も多年の紛争を忘れ、協力一致、宣戰の目的を達するに努力したが、千仞の功を一簣に缺き、三國干涉によつて國民の夢寐にも忘れなかつた遼東半島を還付するに至つて、國民の失望、落膽はその極に達した。戦争は強いが、外交は駄目だと、國民は全くその信頼者を失した。その後、伊藤が何をいはうが、山縣が何を説かうが、陸奥が何を論じやうが、國民は毫も安んずるところがなかつたのである。

藩閥政府に國民が信頼しないのは、當然なりとして、しかも、自ら國民の代表者と稱する政黨にも信頼しなかつた。政黨も口には、多年外交の刷新を唱へながら、それはたゞ政府攻撃、

政權争奪の具に過ぎないことを知つた。彼等に一定の政策のないことが明かになつたからである。日清戦役前に海軍擴張に反對して詔勅まで煩はした民黨、特に改進黨が海軍擴張論者になつたことも、遼東半島の還付に反對しながら、自由黨が政府黨となつたこと等も、國民には了解されぬ行動であつたのである。

かゝる間に、國民が近衛公を見出したことは最大の慰藉であつた。國民は立憲政治に於けるごとく、公によつてその進むところを知つた感じがあつたのである。

近衛公が始めて、東洋問題の研究とその解決といふ實際運動に乗り出したのは、日清役後歐洲列國が、清國の積弱に乗じ、清國分割に著手した明治三十一年頃からであつた。公はこのまゝに放擲しては、清國は瓦解滅亡の外はない、これを救護して、東洋の平和を維持するは、日本の責任である。しかし、この大業は日本人だけではいかぬ、清國と提携せねばならぬと考へたのである。公は、

東洋は東洋の東洋なり。東洋問題を處理するもの、固と東洋人の責務に屬す、夫の清國其國勢大に衰へたりと雖も、弊は政治に在りて民族に在らず、眞に克く之を啓發利導せば、偕に與に手を携へて東洋保全の事に従ふこと敢て難しと爲さず、

といふのは、公の眞意であつた。公は衷心からの日清同盟論者であつたのである。

かやうな日清同盟論は公の首唱でない。明治十六年以後、朝野識者の等しく懐抱するところであつた。清國と提携しなくては、西力の東漸を防ぎ、東洋の平和を維持することが、出来ないといふのである。明治十五年及び十七年に於て、朝鮮獨立問題をめぐつて、日清の意見は完全に對立したが、我が政府當局が飽くまで衝突を避けて平和に終始したのは、日清同盟の下ごゝろがあつたからである。當時の外交を卑屈軟弱とのみ罵るは氣の毒である。岩倉右大臣が十五年十月、井上外務卿の間に答へて對韓意見を述べた中に、岩倉は、清國と直接に朝鮮の屬不屬を談判するを不可として、

此ノ條ハ求メテ清國ト葛藤ヲ結フ所以ニシテ、策ノ最モ下ナルモノトス、清國ノ衰頹ハ甚キヲ極ムト雖、地廣ク財多キヲ以テ、往々ハ進歩ノ見込有ル國ナリ、今日亞細亞全洲ニ在テ、僅ニ其獨立ノ權ヲ全スルモノ獨リ我國ト清國有ルノミ、苟モ唇齒相依リ、以テ獨立ノ堤防ヲ固クスルニ非レハ、西來ノ狂瀾ヲ永遠ニ禦クコト難カルヘシ、然ルニ區々タル朝鮮ノ爲メ、日清ノ爭端ヲ開クニ於テハ、我ニ在テ一モ利スル所ナシ、徒ニ歐洲ノ猾商ヲシテ船艦武器ヲ賣售スルノ機ヲ得セシムルノミ、

といひ、若し朝鮮の獨立を援助し、武器を供給するがごときことをして、清國を怒らし、日清の間に怨恨が結ばれるやうなことあらば、その結果恐るべしといつてゐた。

彼我怨ヲ挾テ相待チ、早晚干戈ニ訴ルコトヲ免カレサルヘシ、不幸ニシテ兵端一タヒ開ケハ、互ニ競ヒ、交々激シ、數十年解ク可カラサルノ仇敵ト爲リ、亞細亞ノ大勢復々收拾スヘカラサルニ至ルヘシ、○岩倉
家文書

これが當時我が識者の意見であつた。かやうな日清同盟論を最初に唱道して、我が政府を警醒したのは御雇顧問のポアンナードであつた。明治十五年朝鮮事變が起ると、井上毅は屢々彼を訪うて善後の處置を尋ねてゐるが、八月九日の問答筆記を見ると、ホ氏は井上に日清同盟論を説いてゐる。その結論に、

宇内ノ大勢上ヨリ觀察スルトキハ、日支兩國ノ東洋ノ關係ニ於ケル、到底此兩國ニシテ離ルレバ亞細亞破レ、合スレバ歐洲ニ拮抗スルヲ得ベク、兩國ノ協同ハ最モ肝要ナリト謂フベシ。

といつてゐた。このホ氏の説は大に我が政府當局を動かしたのである。畢竟日清の提携は西來の狂濤を防ぐ、防波堤であるといふのが根本思想であつたのである。近衛公の對清政策もこの

外には出でないのである。恐らくは、永久に變らざる我が對支政策で、公の嗣文鷹首相の政策もこゝにある。蔣政權を相手とせずといふは、相手として提携し得る政權を期待するものであることはいふまでもない。

この日清同盟は、岩倉が考へてからも五十餘七年、その理想は實現どころか、日支の國交は益々疎隔して、今次の支那事變となつたのであるが、もの窺すれば通ず、今度こそは文鷹首相によつて實現さるゝのであるまいか、父公地下の靈も渴仰に堪へぬことであらう。

さるにても、公の志が行はれたならば、つまり公に歳をかしたならば、今次のごとき事態を惹起すこともなかつたのであるまいか、公の日支親善は空論でなくて信念で、公は身を以てこれを實行してゐたのである。

公は明治三十一年六月、支那の保全と改善とを目的とし、その實行を期し、國論を喚起するために東亞同文會を組織したが、この目的を達するには、互に相諒解する日清兩國同憂の士が提携せねばならぬと考へた。同會の趣意書に『兩國士丈夫即ち中流の砥柱となり、須らく相交るに誠を以てし、大道を講明し、以て上を助け下を律し同じく盛強を致すべきなり』と、いつてゐたのはこの趣意である。

公は躬を以て、この趣意を實行した。公は清人に交るに、全く誠を以てしたので、清國人は心から公を尊敬したのである。かくて東亞同文會は、兩國人の親善を計るは教育にしくものがないと、明治三十三年五月には、東京同文書院を設けて、日本の學生を清國に送り、三十五年一月には東京同文書院を設けて、清國の留學生を多數に收容して、只管兩國の教育に盡したのである。

公は躬を以て日清の親善に當つたので、清國人は常に公を尊敬した。湖廣總督張之洞などはその一人で、盛んに管下の青年を我が國に送り、日新の文明を攝取せしめた。その他兩江總督劉坤一なども公と極めて親善であつた。この親善と公の誠意が、彼の誤解を釋き兩國の國交を全うしたことがある。それは明治三十三年拳匪事件の時である。列國聯合軍中、我が軍が最も勇敢にして戦闘につとめ、太沽を陥れ、天津を抜き、その勢止まらざるものあるを以て、劉坤一などは頗るこれを異し、日本の友邦扶掖の政策に疑問を懷き電報で、このことを公に質して來た。

公は直にこれに答へて曰く、『我が軍が率先奮闘する所以のものは速かに匪徒を掃蕩して京畿地方の平和を恢復して、他日歐米列國が貴國に對する要求を緩和せんとするためである。弊國

は常に貴國を以て念と爲すもので敢へて他意があるのではない」と。劉總督はこの返電を得て始めて日本の眞意を知つて、専ら南方の鎮撫につとめたので、拳匪の慘禍が北清の一部に止まることを得たのである。

公の對清政策の根柢が常に誠心誠意に出で、相互の利益と親善とを圖るを目的とし、毫も權略や自利にのみ互らなないといふのが、日清の親善を齎らす所以であつたのである。言忠信、行篤敬なれば蠻貊の國と雖も、行くに差支ないとは公の信念であつたのである。されば拳匪の亂平ぎ聯合軍が北京に入り、自國官民救護の目的を脱するや、公は山縣を訪うて、速かに帝國が率先北京を撤兵して野心なきことを中外に示し、露國の南下と獨逸の跋扈とを控制せねばならぬ、しかし朝鮮の扶植は獨力を以て任せねばならぬ。若し列國が帝國の政策を阻止し、支那の保全を脅かすときことあらば、斷乎たる決心を以てこれに臨むべきであると進言した。それは三十三年八月三十一日であつた。

このとき、公が帝國大學の教授と意見を交換し、教授の一團をして運動に参加せしめたことは時宜に適したことであつた。世に尊敬され、意見はあるが、とかく議論が多くてまとまらず従つて実行力に乏しいのは學者の通弊であつた。かやうな連中を糾合して、一運動を起さしめ

得たのは全の公く至誠の致すところであつた。

九月九日、公は懇篤の辭を以て大學教授及び學士等を麴町富士見軒に招いた。來會したものは富井政章・井上哲次郎・金井延・寺尾亨・松崎藏之助・戸水寛人・中村進午の諸博士、小川平吉・柏原文太郎の諸氏であつた。食後滿洲問題につき意見を交換し、共に一致の態度を取るべきことを決した。この夜の一笑話は、井上博士が起つて滔々と意見を述べた。他の人は五分か十分で止めるのに博士のみは、しきりに長廣舌を弄するので、寺尾博士はたまりかねて冷評を始めた。それは寸鐵人を刺すものがあつた。これを聞いた井上博士は怫然として大喝した。一國の大事件を議するに夜の更くるが何であるか、私は徹夜も辭するところでない、一座はたゞ微笑するのみであつた。

かやうにして、議論に熱中して夜の更くるを知らなかつたが、井上博士一人は最早や深更だからといつて、一人でさつさと歸つてしまつたには一同顔見合はせるばかりであつた。井上博士はその後、一度もこの種の會合に出席しなかつたといふ學者らしき一面を發揮したこともあつた。○戸水寛人著
回顧録による次いで九月十二日、九月二十七日と三回の會議を重ね、三宅雄二郎博士・陸實なども來會した。散會は深夜に及ぶを常とし、富士見軒の主人が泣きことをならべてあやま

るに至つた。公はいつも熱心にそれ等の議に加はつてゐた。かくて、九月二十八日、それ等の議をまとめて山縣首相に建議することになつた。署名したものは、富井・寺尾・金井・松崎・中村・戸水の六博士であつた。その文章は陸實の草するところであつた。

これ等の會合が若い學者連中を感激興起せしめたことは著しかつた。彼等は誓つて國家のために智能・學術を捧げんとしたのである。中村博士は後年予が滿洲問題に關する知識は近衛公と戸水博士とであるといつて感激の意を捧げてゐた。

その後、露國の野望愈々明かになつて、東洋の危機が迫まつたので、公等は國民同盟會を組織し、また對露同志會を組織して政府當路者を鞭撻し、國論の喚起につとめた。このとき前記の博士連の一人は公の俱樂部の南佐莊や學士會等に會して開戦論を主張して、國論を喚起し、また建議書を上るなどと盛んに活動したのは、全く公の勸誘に基づくものであつた。彼等は公の別働隊となつて活動したのである。その最も世論を喚起したのは、明治三十六年六月十日、桂首相、山縣元帥などに上つた建議書であつた。所謂七博士の建議といふのがこれで、前年山縣に上つたときの松崎がぬけて、新に高橋作衛と小野塚喜平次の兩博士が加はつたのである。これは全く公の首唱と勸誘とであつた。戸水は

一日故近衛公、余ニ謂テ曰ク、先年博士數名滿洲問題ニ關シ當局者ニ建議シタルコト有リ、今又其例ニ倣フモ亦可ナラズヤト、余曰ク謹テ命ヲ奉ズト、曰ク先刻中村ニ此事ヲ語レリ、同氏ト共ニ之ヲ計レト、余曰ク諾ト、稍ヤアリテ中村博士余ニ此事ヲ謀リ高橋博士亦其議ニ與カレリ

云々と語つてゐる。中村はこのことを記して『近衛公府當時熱誠ノ貌今尙ホ眼前ニ髣髴タリ』といつてゐた。

四 活動の史的意義

近衛公が一生を投じたとも見らるゝ、國民同盟會及び對露同志會の事業に就いては、いろいろの非難もあつた。特に伊藤が、政友會を組織するや、國民同盟會を以て、政友會に反抗せんがために設けられたものとして、惡聲を放つたばかりでなく、終に同盟會の行動は外交上國家に不利なりとの決議を公表し、黨員の同會に参加することを禁ずるに至つた。況んや對露同志會が組織せられ、開戦論を主張するに至つては、桂内閣や元老等は、極めてその運動を迷惑が

つたものである。だが、今日歴史的に回顧すると、兩會の存在は極めて必要で、意義深きものがあつたのである。

この兩者が、何等官憲の威力も、金力も借らず、寧ろその反對と壓迫の下にあつて、あれだけ國論を喚起したといふことは、國民精神總動員の叫びの盛なる今日に於て偉としなければならぬと思ふ。さうしてこれ等成功の原因が、悉く公にあるといふのでないが、公の識見と人格と憂國の至誠とが大なる力を爲したことは否認し得ない。

更に兩會の後世に遺さるゝ意義は、この兩會が、伊藤山縣等元老及び桂内閣の滿韓交換論を排撃して、露國一掃論を唱道して、國論を統一して、最後の目的を達したことである。桂首相は大學七博士の間に對して、滿韓交換などは斷じて行はないといつてゐたが、事實は一種の滿韓交換論者であつた。明治三十六年四月二十一日京都の山縣の別邸、無隣庵に元老・大臣等會して最後の對露方針を決定したときに、桂は露國の滿洲撤兵を要求するが、この問題を利用して朝鮮問題を解決しようといふのであつたと自叙傳に書いてゐた。つまり我は滿洲に於ては露國の優越權を認め、彼をして朝鮮に於て我が優越權を認めしめようといふのである。

これは、伊藤が明治三十四年露國に行つて協商を試みた趣旨と同一のものであつた。公等は

これ等の主張の悖理を認め、飽まで露國勢力の一掃を志し、東洋は東洋で支配し、處理しなければならぬと信じ、猛運動を試みたのである。すべてのことは、時の勢によつて解決される。滿韓交換論の桂内閣も時勢に推されて、何つしか、露國一掃論となりすましてゐた。たゞ歴史は公平である。首唱者と追隨者を區別し、人の功を奪ふものを陋とするのである。

(昭和十三年四月稿)

悼 亡

日 本 新 聞 同 人

藤 氏 輔 王 室	累 葉 善 贊 治	相 開 每 出 相
公 實 廟 廊 器	破 碎 四 百 州	匡 扶 抱 大 志
吐 握 以 禮 士	尤 重 善 隣 誼	時 局 正 錯 盤
干 鏌 嗟 未 試	招 魂 梅 花 前	春 風 一 掬 淚

西園寺公望公

西園寺公薨去の報、一たび傳はるや、全國の新聞雜誌は公の評論逸話を以て埋め、ラヂオは公に關し、連日の放送を試みた。それ等新聞・雜誌・ラヂオのいふところは、もとより同一でないが、公を以て、帝國の大宰相とし、一代の文化人であつたといふことには概ね一致した。多くはやはり逝者に對する儀禮の文字であつた。中には公を假りて、現代に對する憤悶を遣る一種の譏刺・諷諫の文字も尠くないやうである。

これ等の中にあつて、私は何をものせんとするのであるか、儀禮的頌徳表を上るは私のがらでない、さりとして現代を譏刺・諷諫するも私の任でない、たゞ私に残されてあるものは、その赤裸々の公の人物觀と、現代史上に於ける歴史人としての公の功罪觀とであるまいか、そのつもりで、思ふまま、信するまゝを述べて見たい。たゞ、私の恐るゝところは語つて實を失ひ、論じて眞を穿たぬことである。誰も人に褒められることはわるくない。さりとしてそれが御世辭

であり、自分ないものを褒められてもうれしくない。私はたゞ眞實と思ふまゝを語るを以て、日頃尊敬する公に對する私の追悼の辭としたい。

私をして、遠慮なくいはしむれば、公は公卿出身の聰明な現代政治家であり、磨かれた文化人であつた。その聰明は尋常でなかつた、無比ともいはれよう。その磨きも尋常でなかつた、理想に近かつたともいはれよう。しかし、公はそれだけであつた、それ以下ではないが、それ以上であつたとも思はれない。要するに、公は全くの現代人であつた。現代の理想・趣味・風尚に生きた人であつたのである。

公の聰明にして時勢を洞察し、これに應ずるの周密なる思慮は全く無比であつた。公の先輩に木戸孝允・伊藤博文あり、公の同僚後輩に桂太郎・原敬あるも、或は公には及ばなかつたと思はるゝ。公のすみきつた頭腦の牙えには何人も及び難いものがある。それは、それ等の人々の智慧が公に劣るといふのでないが、公のごとく恬淡にして無慾なる能はざるが故に、その明察、公に及ばざるものがあるのである。

公は慶應三年十二月には、未だ十九歳の弱冠であつたが、王政復古の成就を信じたばかりでなく、薩長兩藩の成功を洞察し、當時宮中で、その成功を危惧し、薩長と徳川慶喜と開戦する

やうなことがあらば、朝廷ではこれを私闘として、いづれにも關係せぬがよろしいと論ずるものが多かつたので、公は憤然として、朝廷がこれを私闘とするやうでは、これまでの尊王運動がどうなるか、それでは天下の大業は成就せぬといつて衆公卿を鼓舞したといふ。公の聰明は既に維新の精神を解し、その成功を信じて疑はなかつたのである。

この聰明にして時勢を洞察する公は、明治の維新既に成就し、滔々たる文明の潮流を見るや、來るべき新日本の姿を知り、その輝やかしき榮達の道を捨て、歐米留學の志を立て、明治二年七月には、官位を辭し、名を望一郎と改め、東京に出で、或は長崎に學んだが、三年十二月、『願之通洋行被仰出以官費佛蘭西留學被仰付』といふ辭令を受け、佛蘭西に向け出發したのである。これより先、公に歐米遊學の志あることを知つた木戸孝允は、明治二年正月二十日、岩倉具視に書を與へてこれを勸奨した。木戸は

西園寺卿此度御歸京被遊、御遠遊之御内意被爲在候御様子奉窺候、乍恐此卿氣才兼備、他日訖度 朝廷之御用に被爲立候御儀如掛鏡に奉存上候、今日之際小事に御奔走被遊候は、いかにも爲天下遺憾至極に奉存上候、何卒相公之御盡力を以、斷然早急に御遠遊之御宿志被爲遂、他日皇國之御大用に被爲立候様奉祈念候、依而此段内密奉言上候

といつてゐた。また、この頃大久保利通も、公を遊學せしむべしと岩倉に説いたことがある。公の氣才兼備は、木戸・大久保の夙に認むるところであつた。

十年の佛蘭西留學を終へて明治十三年十月歸朝した公は、既に自由民權論者となり、將來の日本の進路は立憲政治の外なきを知つて、その開拓者たらんとし、松田正久・中江篤介等と圖つて、十四年三月、東洋自由新聞を發行して、自由民權を鼓吹した。創刊號には公自ら筆を執り、『吾儕ノ此新聞ヲ發兌スルヤ、將サニ以テ海内三千五百萬ノ兄弟ト與ニ共ニ、向上ノ眞理ヲ講究シテ國家ニ報效スルアラント欲セントスルナリ』といつて『自由之説』と題し、自由にリベルテモラル（即ち心神の自由）リベルテポリチック（即ち行爲の自由）なりと論じた。尋いで、君民共治之説、地方分權之説、外交平和之説、教育・經濟・法律・貿易・兵制と序を追うて述ぶる旨を豫告した。洋行歸りの若き公卿は自由民權の闘士として登場したのである。これには、政府及び宮廷方面の驚きは非常であつた。宮廷から叛臣を出したやうに騒いだ。公の實兄徳大寺實則は宮内卿である。岩倉具視・三條實美と公に退社を説いたが頑として應じない、一身上の進退に容喙さるゝ理由がない、私に新聞をやめろといふあなたがたは、大臣をやめられますかといふ調子、三條等が宸襟云々の語を以て、公に迫まると、公は然らばぢかに陛

下に奏上しましよと、筆を執つて奏文を草し、公望の新聞に従事するは、自由の誤謬を正して眞理を説き、外人の侮りを禦ぎ、國民の開進を謀り、帝祚の無窮なるを祈らんが爲めであると縷々懇到、忠誠の心を遣るに理性の文字を以てした大文章を草し、天顏に咫尺して捧呈するつもりであつた。

岩倉・三條も手がつけられぬ、遂に明治天皇の勅諭となり、宮内卿を以て、次の達しとなつた。

先般東洋自由新聞發行に付貴下其社長を擔任せらるゝ趣、右は主上恩召を以て退社可爲致旨御内勅有之乃ち自實則及御内達也

このとき、公の進退は大に注目されたが、公は卒然として退社し、同志松澤求策は、その顛末を公けにして七ヶ月の懲役に處せられた。

更に公の人となるを考へるには、公の首相としてまた政友會總裁としての行動を観るを最も肝要とする。明治三十九年一月七日、公は大命を拜し、政友會總裁を以て内閣を組織した。このとき、政友會員は勿論、世人は公の從來の主義、その立場に察して政黨内閣、完全と行かないまでも、政黨を基礎とする内閣を組織するものと信じ、大いに期待した。しかし、公は大命

を拜するや、黨員に謀からず、僅かに原敬を内相に、松田正久を法相に抜いたのみで、他の閣僚は悉く官僚その他から撰抜した。外相加藤高明は黨派に關係なく、農相松岡康毅は、行政裁判所長より、藏相阪谷芳郎、遞相山縣伊三郎、海相齋藤實は共に次官より昇進した官僚で、陸相寺正内毅は留任で、山縣の直系、文相牧野伸顯は久しく内地の政局以外に立つた外交官であつた。前桂内閣と大差なく、伊藤の第四次内閣に比すれば、却て政黨内閣の後退である。若し強ひてその特色を求むれば、内閣の椅子を地理的に分配して地方の權衡を保持した位に過ぎないのである。これは、政友會を失望せしめたばかりでなく、世人を驚かしたのである。

更に世人を驚かしたのは、四十一年七月この内閣の退却であつた。公は政友會の積極政策を標榜して戦後の經營に當つたが、阪谷藏相と山縣遞信とが鐵道擴張問題で争ひ、元老が等しく財政緊縮の主義を強調すると知るや、公は政局の前途を測知して總辭職を決し、四十一年一月十四日辭表を捧呈した。しかし、天皇は阪谷と山縣の辭表を受理したのみで、その他の各大臣の辭表を却下したまうた。それで、公は松田正久を法相から藏相に轉じ、貴族院から千家尊福を法相に、堀田正養を遞相に奏薦して内閣を改造したが、公の積極政策の漸く國民の信賴を失墜するの觀あり、松田藏相の財政策には、當時既に我が政界を支配する觀のあつた經濟階級を

満足せしむること能はざるを知つた公は、その年七月四日、閣議を開き、各大臣に向つて卒然辭職するつもりだから、といつて辭表の提出を求めた。なんでも、この數日前、公は首相官邸に内外の貴賓を招待して一大宴會を開いた。その設備萬端行き届き、餘興も盛大に行はれた。これから、數日間は、この宴會の評判が高く、この様子では、西園寺も二三年やるつもりだらうなどといつてゐたのが、この卒然たる辭職の言ひ渡しには、各大臣もあつげに取られて言葉もなかつた。衆議院では絶對多數を制し、貴族院でも未だ問題もなかつた、何のための辭職かと、松田と原兩相は、別席に公を誘つて、その理由を質問した。公は政友會の積極政策は既に行きつまつた、政策は時に従つて變はらねばならぬ、それには、他の内閣がやるのがよろしいといふのみである。二人は交る／＼留任を力説したが、公は相手にならなかつた。かやうにして、桂を奏薦して去つてしまつた。これには世人も呆然とし、政友會の失望し、憤慨したことはいふまでもなかつた。

その後、明治四十四年八月三十日、桂の後を承けて公は再び内閣を組織した。このときは比較的閣僚も揃つた。竹越氏は、このときのことを評して、『第一次の西園寺内閣は、その建築材料を制限せられて古材料をも交せ用ふるの已むを得ざる場合であつたので、その建築物は餘

り美しきものではなかつたが、今回の内閣は新たに木曾山林から思ふ存分の材木を切り出すの暇はなくとも、木場の材木店から、勝手に取り寄せる位の便宜はあつたので、比較的善き内閣が出来た」といつてゐる。しかし、政友會から引いたものは、内務の原敬、司法の松田正久、文部の長谷部純孝の三人で、山本達雄を勸銀總裁から拔擢したのが、時人を驚かした位のこと、固より政黨内閣の理想には遠いものがあつた。

この内閣は、その初め當時烈々と燃え上らんとした社會主義に對して寛大の方針を示し、文人の賛同を得たが、これは痛く官僚系の攻撃の材料となり、その變更を餘儀なくされた。その一貫せぬ對社會主義方針は、總べての方面に不評判であつたが、最も遺憾に感せられたのはその退却の際で、陸相上原勇作が、二箇師團増設問題で、閣議に服せず、單獨で、聖上に辭表を捧呈し、その後任を得ることが出来ないで總辭職を敢行したことであつた。これは公の内閣に對する陸軍の不信任の表白で、その裏に山縣や桂があると信せられた。この内閣瓦解は少なからず國民を失望させたが、しかし、國民は頗る公の立場に同情し、山縣・桂の横暴に深慨するところがあつた。次いで起つた憲政擁護運動は、こゝに胚胎したことに疑がない。

西園寺公の進退に於て、最も憐れを止めたのは、この憲政擁護運動が極點に達したときで、

輿論の反撃に舉措を失した桂首相は、畏れ多くも袞龍の袖にかくれ、公に對して勅語の降下を請うた。大正二年二月九日、公は突然の御召によつて參内すると、大正天皇は、

目下諒闇中のこと故、紛糾せる時局に對し、特に意を用ひて匡輔の任を盡すやうに

との御詔があつた。公は恐懼して退出したが、炎々と燃え上つた猛火のごとき憲政擁護運動は、公の力を以てしても、どうすることも出来なかつた。政友會もその統御に服せぬ、さりとてこれをこのまゝに放抛しては勅詔に背くことになる。公は決心するところがあり、政友會總會に臨み、奉勅の始末を告げ、運動中止を求めたが、聽かれなかつた。かくて、桂内閣が倒れ、山本内閣が出来た翌々日、政友會總裁を辭して孤犖飄然京都に去つた。政友會の八團體は、それぞれ代表者を京都に派して留任を請うたが、公は遂に應じなかつた。公は聖旨を完ふし得なかつたことの責任を感じたのである。これより公は政治の第一線に立たなかつた。

以上は、明治維新以來、大正二年に至るまでの公の政治家としての出所進退の略歴である。時人は勿論、同志同黨の人すら、その進退の機を知るに苦しんだ。或る人は、その原因は山縣桂一派の官僚の陰謀詭計に來め、公はいつもやられてゐたやうにいふのである。或る人は、公を以て薄志弱行、たゞ賢明なる一才人に過ぎずとし、清華家といふ平安朝以來の名門たる閥閥

を取り去れば、残るものにならるかといふものさへあつた。

思ふに公の一生は、我々一般の政治常識から判定し能はぬものがある。しかし、これは、公の人物と出身とを知らぬからのことで、公の一生には自づから一貫したあるものが存在する。公の一生は決して不可解でもなんでもないのである。若し、公が公卿出身の聰明なる現代政治家で、磨かれた文化人であるといふことがわかれば、公の端倪すべからざることとき行動も自づから理解されるのである。公の竝ぶものなき聰明は、能く事理の表裏と時勢の推移とを洞察して誤りがない、されど公卿出身であり、磨かれた文化人たる公は戦闘を以て無理にその道を開拓しようとしなない。數百年間武家の壓迫の下にその生活を餘儀なくされた公卿は堪へ忍ぶことを知つて戦闘を知らぬ、忍従はその最大の美德とされた。

それに外遊十年、巴里の文化的生活は、公の公卿的性格を洗練し、好箇の文明紳士を作り出した。文化人は、何ごとも程能く、上品に極端に達せぬ、最大の美德は節制である。精神的にも、肉體的にも節度を失はぬ、その最も誠しむるは過度であり、野鄙であり、貪慾であり、闘争である。公は随分遊蕩したやうにいはるゝが、その長壽を見てもその節制が思はるゝ。公は無慾と恬淡とを稱せられたが、文化人として貪慾を避けた修養から來たのであるまいか。こゝ

に文化人としての公の面目を語る一の書翰がある。公は明治二十一年公使として伯林に駐劄中その地在留邦人の蠻的な所業には少なからず鬱鬱してゐた。公は陸奥宗光に書を與へて、『此地境冷に人粗、加之百姓然たる東洋紳士わからぬ理窟を述立慷慨候有様此は甚落膽いたし候、御遠察被下度候』とある。公の面目が見らるゝ。公の薨去當日の朝日新聞は、公が死の一とき前、昏々として眠るがごときときに、しきりに顔をなでるので醫者は痒きをかき無意識の動きと思つてゐたが、侍女の綾子さんが、それと察して用意の剃刀で顔をそつてやると頗る満足されたやうだと傳へてゐた。文化人の公は、死に至るまで身だしなみを忘れなかつたのである。

公卿であり、文化人である公は、戦闘により、血を以て主義を遂行し、新路を開拓するといふごときことはない。將來の日本の進路を見て、東洋自由新聞を發行したのは一かどの民権闘士の觀があるが、公には民権のために生命財産を抛つて顧みぬ自由黨員の氣魄と蠻氣は望むべくもない。勅諭一たび下るや、上表その志を奏陳するの勇氣はあるが、もとよりそれ以上に出ることはない。新聞社と同志を捨つることは弊履のごとく何等執著するところがない。同志の一人はために禁獄の刑に苦しんだが、公は僅かに紅燈綠酒の間に鬱悶をやるにすぎなかつた。公が第一次内閣の組閣に當つて、黨員の期待を裏切つて準官僚内閣を組織したのも、聰明な

る公は、政黨の勢力未だ伸びず、官僚を排して黨員のみにて内閣を組織するは事實に於て不可能なるを知つたからである。且つ公は、たとひ、官僚内閣の施設なりとも戦後の經營は妄りに變更すべからざるを知つたから、前内閣の次官連を昇進せしめて大臣とし、その方針を踏襲し、僅かに二三の閣僚を政友會に抜いて、多年唱道せる積極政策を加味したに過ぎない、そこには無比の聰明さを見るのみである。

更に政策の行き詰まるを見るや、卒然と辭職を敢行する。原・松田は難局打開の策あるとして百方公を説いたが、公は未練の行爲として一顧だもしなかつた。こゝに三人の著しき相違を見る、原・松田も政策の行き詰まりは知つてゐるが、それを打開する努力の更に必要なことを知つてゐる。鬭争は政黨の生命である。しかし忍従を知つて鬭争を知らぬ公は、かやうな努力は政局を混亂に導く外何ものもたらすところがない、新しい政策は別な人にやらせればよい、國家の政治は公けのものだと、サツサと退却してしまつた。

公の傳記作者、公の評論家は、公のかゝる行動を以て、國家本位の行動であるとし、公の性格の恬淡寡慾を稱する、それはそれに相違がない。日露戦役後、講和條件に不満な國民が國を舉げて桂内閣の行爲を非難し、帝都が一大騷擾に陥つたときでさへ、公は講和條約の已むを得

ざるを論じ、國民は寧ろ戦後の經營、國力の恢復に全力を盡さねばならぬと演説し、その全文を東京日日新聞に掲載し、これを英譯して外國の新聞にも發表した。このとき政友會幹部のあるものは、かかる不人氣の論文を公表すると政友會は民衆のために、潰されてしまふといつて反對した。これを聞いて、公は國家のためには、政友會の一つや二つつぶしてもかまはない。速かにこれを發表して民心を覺醒せねばならぬといつたことがある。かやうの際、極めて寡慾な政權慾に乏しい公は、極めて大膽になるのである。

公が出所進退の機に於て、國家本位に考へたといふことは、全くその通りであつた。しかし、國家本位に考へるものは、時には自己の信念主張を堅持して惡戰苦闘、刀折れ、矢盡きるまで戦ふことを辭せず、遂には奇計、策謀を用ゆることがある。明治六年征韓論で廟議が二つに分かれ、西郷隆盛・板垣退助・江藤新平一派と岩倉具視・大久保利通の一派が對立したときに、岩倉等は西郷等が宮中に手を廻はし、ちかに天皇に奏請することを恐れて、侍從長や宮内卿に手を廻はし、彼等の宮中に近よることを防禦した。これは稱すべきことでないが、時には恕せられる。若しそれが公明正大でないとするならば、それを防禦する手段を講ずる必要もある。しかし、公には、その二つがなかつた。それは、常に官僚の乗するところであつた。上原陸

相が總理の統御を無視し、帷幄上奏の權を亂用して辭表を閣下に捧呈したとき、公は首相として執るべき手段と臣節とを盡したであらうか、若し陸相の背後に山縣・桂等があるとすれば、何故に聖帝の御前で、陸相及び背後の勢力と戦はなかつたらうか。また、憲政擁護運動に際し勅諭を拜したとき、公として執るべき手段はなかつたらうか、關志尾崎行雄氏はこのとき、公に、

假し、さういふ御沙汰があつたとしても、あなたはあなたとして、信ずるところを申上げて、輕々に御請けして來べき場合でないと思ふ、それがほんとうの臣下として採るべき道ではないか

と、東洋の諫奏の道を説いたが、公は既に拜承の旨を奉答した後とて施す策はなかつた。遂に違勅の惡評を負うて、退隱を餘儀なくされた。されど、公に箕子・比干の忠諫を求むるのは無理である。公卿の辭書には勅命は固より絶對とある。

公が行動進退を國家本位の考へ方に出でたこととして、その闘志に乏しかつたことを恕するとしても、果してその平和な文化人的行動によつて、どれだけ積極的功績が國家的に齎らされたらうか、若し公が政友會總裁として、また首相として公が憲政の發達のために、今少しく積

極的行動を取つたとすれば、山縣や桂一派の官僚をあれまでに専恣ならしめなかつたのであるまいか。私は大正の初年の桂の行動と憲政擁護運動の勃發とを以て、その責任の一端は、公も共に分つべきものであつたといつて憚らないのである。

私は目的のために手段を選ばざるの觀のあつた公の後繼者原敬の行爲を禮讚するものでないが、公の行動は悉く國家本位であつたといふことで説明し、一切を寛恕しようとするに、もの足りなさを感せずにはゐられないのである。事業の大小で、人物の大小は判じ得ないとしても、公の遣された事業には、心細さを感ぜざるを得ないのである。憲政の功勞者として伊藤國威の發揚者として桂、民政の功勞者として原と比して、公にどれだけの事業が國家に残されたらうか。

要するに公は、明治の人物評論家鳥谷部春汀がいつたごとく、『頭腦の人にして手腕の人にあらず、其の聰明或は張良たるを得べきも決して韓信の善戦を望むべからず、彼に於て見る所は絶えず活動し、絶えず奮闘するの精力に非ずして、大局を洞觀して進退の機を誤らざるの智見に在り』といひたいのである。公はやはり三條公であり、岩倉公でなかつた。

かやうに、私は第一線にあつて働いた公には、尊敬の中にもものたりなさを感ぜざるを得ない

が、公が第一線を退いてから、却て公の大なる功績があつたかに思はるゝ。公は七十一歳の老軀を提げて遙々講和會議に赴いた。日本はこの會議に極めて不利の地に立ち、山東問題・人種問題等で難局に立ち、一時は會議を決裂して引上げようとしたが、公の忍従と大局を洞観するの明は、能くこれを抑へて最後まで奮闘し、纒かに帝國の主張と面目とを維持し得た。公でなければ、講和會議で、日本はどうしたか、わからなかつた。私は公の聰明と忍従とに敬意を表するを惜まないのである。

更に第一線を退いた公に稱すべきは、特に井上・大山・松方・山縣と元老が相次いで歿し、最後の元老として、大正・今上兩陛下に啓沃輔導の大任を盡されたときで、公が大局を洞観して進退の機を誤らざる智見を最も正しく最も十分に發揮され、國家の柱石たる任を遺憾なく果されたのである。政友會總裁としてさへ政黨内閣組織を取へてしなかつた公も、政黨の勢既に成り、何ものもこれに抗し得ざることを認むるや、大正十三年六月十一日、民政黨總裁加藤高明を奏薦せし以來、議會に多數を占むる政黨總裁をして内閣を組織せしむるといふ所謂憲政の常道を確立した。これで、これまで組閣のときに見た暗雲を一掃し、盲運動を杜絶して政局の推移を明朗公正ならしめた。

しかし、公は舊慣に拘泥して、時の流れを知らざる人でない。かくて五・一五事件、二・二六事件といふ全く未曾有の大怪事に遭遇しても、その處置を誤ることがなかつた。時勢を洞観し、その推移に應じ、一に時の宜しきに從つて過らないのである。囚はれざる公の處置は實に社稷の臣たるを辱しめない。若し五・一五及び二・二六事件當時、公が狼狽して操守するところがなかつたならば、國家の前途はどうなつたであらうか。今日、國民が公の薨去を聞いて、父母を失ふ觀のあつたのは當然で、臣下としてこれ程一般國民の哀悼を受けたものは、維新以來三條公の薨去以來ないことであらう。

宮内大臣承旨問病恭期殊恩

遠衝鳳詔下天門 跪向東方淚暗吞

遭遇聖明臣詎死 涓埃剩有未酬恩

滄浪閣を訪ふて歸るさ

捨てゝある富士を拾ふてもとりけり

明治天皇と憲法發布の御精神

憲法發布五十年記念の大祝典が忝なくも、天皇陛下臨御の下に擧げられた。これを機會に特赦の聖恩が下り、憲政功勞者の銅像除幕式も行はれるといふ。非常時局に思ひ合せて、誠に重大な意義があることと思ふ。我が憲法發布の盛時を追憶して、憲政の前途に對し感慨に堪へぬものがある。

この際追懐し奉るは、明治天皇の憲政創始の大御心と憲法制定の御軫念とである。若し憲政功勞者の功績のみを云々して、この大御心に想到せぬものあらば、これは理を顛倒するものであると思ふので少しくこれを拜察して見よう。

先づ何人も知らねばならぬことは、我が立憲政治は、形式こそ歐米諸國に模したものであるが、その精神は我が固有のものであり、憲法はこの精神を完成したものであるといふことである。

明治天皇は明治元年三月十四日、五箇條の御誓文を發布し、萬機公論に決し、上下心を一にして盛に經綸を行ふと仰出され、國家統治の方針を定め、所謂公議政治を行はせたまふたが、何分にも未だ封建割據、國家統一の業を完成されないうときであつたので、暫く二三強力者の政治を容認あそばされた。だが一日たりとも公議政治を忘れさせたまふことはなかつた。かくして明治七年五月二日、議院憲法を頒ち、地方長官會議を開かんとし、八年四月には立憲漸次の詔を下し、元老院・大審院を設け、地方官會議を召集するの叡旨を告げたまひ、九年九月には元老院に勅して國憲の編纂を命じたまふた。國憲とは憲法のことである。

かやうにして、明治天皇は漸次立憲政治へと進みたまふたが、明治十二年十二月に至り、板垣退助等によつて惹起された自由民権運動が益々高潮に達し、國會開設願望の聲が全国的に擴がるなど、一般の情勢が大に進歩したのを御覽あそばされて、勅命を内閣參議に下して、立憲政治に關する意見を求めたまふた。その意は立憲政治の可否、既に可なりとせば、何處より着手すべきか、憲法をどうするか、どうして制定するか、國會開設の時期は如何、といふのである。このとき元老院編纂の國憲草案は略々出來たが、未だ進奏されない、その稿案は、我が國體と協はないものがあると伊藤公等は云つてゐたので、明治天皇の憲政に對する御軫念は尋常

であらせられなかつた。それでこの勅命となつたので、全く叡慮から發したまふたのである。

この勅命に應じて、最先に意見書を上つたものは山縣有朋で、その月であつた。或は勅命前に捧呈されたともいはれる。尋いで黒田清隆・山田顯義・井上馨・伊藤博文の四參議、元老院議長大木喬任と前後して意見書を捧呈した。これ等の意見は、區々であり、早晚國會を開かねばならぬが、しかし、今日急に開いてはならない。憲法は欽定でなければならぬといふことだけは一致してゐた。だが概してその意見は保守的で、どこまで立憲政治の意義を理解してゐたか々疑問とされるほどであつた。最も遺憾に堪へないのは、時勢の觀察と對策が足りないことである。自由民権の叫び、國會開設願望の聲も、彼等には不平士族と失意の舊官吏の怨嗟の聲か、亂民の暴言としか聞えなかつた。伊藤でさへ『今都鄙囂々公議を名として亂階を煽ぐ』といつて全く國會願望者を暴民扱にしてゐる程である。それにどの建言も概論的で、具體的でない。これでは御下問に奉答して、叡旨を翼賛し現前の國會問題を解決し、時勢指導の大策を建て得ない。明治天皇の叡慮は安んぜられなかつたのである。

かやうな際に捧呈されたのが、明治十四年三月の參議大隈重信の國會速開の奏議であつた。明治十五年の末に憲法を制定し、十六年の首に國會を開くべしといふのである。大隈の奏議は

一般に密奏といはれてゐるが、それは、明治天皇の再三の勅命によつて、捧呈されたものである。だが、大隈参議の奏議は、その國會速開と政黨政治即ち責任内閣を唱導したことに於て、廟堂に大波瀾を惹起したばかりでなく、在野民間に一大刺戟を與へた。といふのはこの年八月以後、北海道開拓使官有物拂下問題が起り、民間では國會が開設されず、薩長が政權を擅有するから、かやうな不正問題が起るのであると、新聞に演説に囂々として政府を攻撃した。さうしてこれ等の徒は、大隈参議一人國會速開の議を奏上し開拓拂下に反對したと聞いて、大にこれを稱讃し、大隈参議の名聲はいやが上に高まり、大隈公出ですんば蒼生を如何せんといふありさまとなつた。○明治政史

明治十四年十月十二日の國會開設の大詔は、薩長参議が民間運動の激烈なるを見、先んじてこれを制し、大隈参議をして一人名を爲さしめざらんが爲に奏請した結果であつたのである。天皇は廟堂の紛争を痛く憂慮したまふたが、國民の要望切にして、時運の進歩せるを知り給ひ遂に大詔を下したまふに至つたのである。私はそこに民の父母たる明治天皇の國民に對する御同情の深きを見るのである。また大隈が、憲政首唱の功績を稱せられるのは、この奏議にあつたといふことを附記して置く。

かくて明治天皇は明治二十三年を以て、國會開設と定めたまふたが、その御軫念は、憲法制定であらせられた。明治十五年二月の某日、明治天皇は大政大臣三條實美、左大臣熾仁親王、右大臣岩倉具視の三人を御學問所に召して、

國會開設の期は既に定めたが、これは實に重大なことである、目下の急務は憲法制定とその準備とである、如何なる憲法を制定すればよろしいか、憲法の主義は何處に求むべきか、國會と君主大權との關係は如何、また國會開設の準備に就いては、如何なることが必要であるか、卿等審議して詳細に奏聞せよ

と申聞けられた、實美等は聖意に恐懼して退出し、いろいろと審議の結果、二月二十四日奉答書を上つて、憲法の精神と準備等に就いて述べたが、彼等は更に憲法調査のため、適當の人物を歐洲先進國に差遣して、その憲法を調査し、その利害得失を攻究して、我が國情に適當する憲法を起草せしむべきこと、而して今日朝廷に於いて伊藤博文の外に、この大任に堪ふるものがないと奏した。これは参議寺島宗則の進言であつたが、伊藤もまた自らその大任に當らんと欲したので、天皇はこれを聞しめされ、三月三日勅書と訓條（調査要目）とを賜うて、歐洲差遣を命じた。調査要目は三十一項に互つてゐるが、その第一項の

歐洲各立憲君治國の憲法ニ就キ、其の淵源ヲ尋ネ、其沿革ヲ考ヘ、其現行ノ實況ヲ視、利害得失ノ在ル所ヲ研究スヘキ事

といふのが、要旨である。伊藤はこの勅命を拜し、伊東巳代治・河島醇・平田東助等各省の俊才を随行し、三月十四日横濱を解纜した。また特別の御沙汰を以て、參事院議官補西園寺公望・岩倉具定・廣橋賢光の華胄界の三秀才が随行した。これは、立憲治下に於ける皇室制度を調査せしむるためであつた。

これで憲法制定の準備がなつたが、しかし明治天皇の叡慮は尙ほ安せんじたまはなかつた。憲法の調査は伊藤がやらうが、國會開設の準備が出来るか、どうか。既定の年月の間に、それが出来ぬと由々しき大事になるといふ御思召であらせられたのである。これは當時の情勢を考へると無理からぬことであつた。國會開設の主唱者大隈一派を無理に斥け、自由民権の國會開設請願者を一概に過激躁急の徒として壓迫し、薩長聯合でこの大業を成就しようとし、人民に黙つて平靜に、著實に、我々に信賴し來れといふ態度であつたから、民間の國會開設論者はこれに満足せず、不平滿々たるものがあつた。畏しこくも明治天皇は、かやうな情勢を御軫念あそばされたからであると拜察される。それで、三月某日更に、三條大政大臣を御前に召して、

次の勅旨を授け、諸參議に傳へて國會開設の準備に對して誤ることなきやう諭さしめられた。

昨年十月國會を開くの儀を宣布した、これは未曾有の大變革で國家の重事である、素より閣臣の輔翼する所あれども、若しこれを誤るときは、上數千年の祖宗に對し、下百世の子孫に對し申譯がない、その責任は朕が一身にある、昨冬以來、朕が苦慮するところはこゝにある、今般伊藤參義に各國憲法の源流取調のため洋行を命じた、それに就いては、この程から三大臣にいろいろと諭すところがあつたが、抑々明治二十三年を期して、國會を開くといふのは、年月が短かくて、準備が整はないといふ議論が多い、これは大に考へねばならぬ、仍つて外では伊藤・寺島専ら力を致し、内では閣臣等力を盡し、法律なり財政なり、百般の事それぞれ擔任を定め、専心事に當つて成功して欲しい。就いては伊藤等の出發前に、閣員に心慮を盡し、熟議して内外同一に出ることが肝要である。卿等それぞれ熟議してその見るところの次第を書取を以て申出よ

詔旨中、寺島とあるは宗則のことで、米國公使を命せられたので、米國の憲法取調を命じたまうたのである。この詔旨の下されたのは何日が明瞭でないが、伊藤は三月十四日横濱を發してゐるからその前のことであることが判る。明治天皇が國會開設といふ未曾有の重大時に直面

したまうて、如何に叡慮を惱ましたまうたが察せられるのである。

三〇四

この勅旨を拜した參議は、三月十七日連署して奉答書を上つり、内外相應じ、協力一致、耐忍不拔、その成功を期する旨を奏上してゐる。だが、彼等は果して準備に遺憾がなかつたらうか、彼等は憲法の起草、制度の改定等に於いては、遺憾がなかつたかも知れないが、惜しいかな彼等は、民心を指導することを知らず、徒らに政黨を壓迫したので、民心の乖離を益々甚だしからしめたのは歎じても餘りある。この結果は國會開設以後にあらはれてゐる。

伊藤參議は主として獨逸・奧地利兩國にあつて、獨のグナイスト、奥のスタインに就いて學び大に得るところがあつて、翌十六年八月四日歸京した。しかし、宮内省の刷新、内閣制度の改革等を終へ、憲法の起草に従事したのは、明治十九年からで、二十年に略々出来上り、二十一年四月に完成、草稿が奉呈された。伊藤を助けて、憲法起草に従事したものは、井上毅・伊東巳代治及び金子堅太郎の三氏で何れも當代の學者であつた。特に井上は、和漢洋の學に精通した碩學である。私は彼を立憲的日本主義の人といつてゐるが、恐くは當時の朝野を通じ彼に比敵する學者はなかつたらう。この外御雇獨乙人ヘルマン・ロエスレルとアルベルト・モツセーが顧問として大に貢献した。近時これ等の事績が大に明かになつて來たのである。

こゝに注意すべきことは、この憲法草案起草の際、明治天皇は伊藤から奏聞を受けて、その議を與かり聞き召されたといふことである。このことは従來、全く世人に知られなかつたが、伊東巳代治伯は、明治四十二年二月十一日、帝國憲法起草回顧といふ談話の中に語つてゐる。伯は夏島の伊藤の別荘で憲法を起草したことを語つて

私は其處に籠城し、井上子は神奈川なる朝日館に陣取り、毎日別荘にやつて來る、伊藤公は一週間程滞在せられたこともあつたが、大概は二、三日居つて東京へやつて來ると云ふ風に、終始往復して居られた。何故伊藤公が著中にも拘らず東京と夏島との間を度々往復せられたかと云ふに、それは憲法の草案に就て陛下の御思召を仰ぐ爲め、時々參内しなければならぬのであつたからです。

といつてゐた。かやうに天皇は憲法の起草に、既に御軫念あそばされたのである。

明治天皇は憲法稿本を御嘉納あそばされると、新に樞密院を設けて、こゝに皇族・大臣及び顧問官（國家の元勳及び練達の人物）を集めて會議を開き、此の憲法案を諮詢して、親しくその審議を聞き召され、各條ごとに悉く欽定あそばされることゝしたまうた。これは明治天皇が當代の衆智を集め、完全にして缺失なき憲法を制定したまはんとお思召であつた。かくて明治

二十一年五月八日、樞密院開院式が擧げられ、天皇親臨、勅語をたまうて皇室典範・帝國憲法及び議院法その他附屬法を諮詢し、審議せしめた。

樞密院會議は、毎週一日または隔週一日、午前と午後二回に互り、午前十時より午後三時半位に至るを例とし、その年十二月十七日まで、七十六回を重ねた。これが第一審會議であるその間、天皇は毎回臨御あそばされた。その間たゞ十月十二日午前中一回、御異例のために臨御あそばされなかつたが、その午後には病を冒して臨御あそばされた。伊藤は議長として會議を指導し、時に説明、討議の任に當つた。天皇はそれ等の議論を傾聴あそばされて、その一言一句も、聴き漏らしたまはなかつた。

憲法會議に於ける明治天皇の御精勵のさまは、伊藤議長や時の宮内大臣土方久元、書記官伊東巳代治、書記官金子堅太郎等の談話がいろいろ記されてある。我々も幾度か承はつた。土方宮内大臣は、

予は宮内大臣を以て、樞密顧問官を兼ねた、樞密院では暑くても、寒くても、毎日會議を開き、憲法・議員法・皇室典範等重要な議事を論議したが、陛下にはその開院の都度必ず出御あそばされ、皇族方の丁年以上の御方は皆残らず御出席になり、各大臣は無論の事、

樞密顧問官は皆大抵若い人が多かつたから、少々の病氣位は押し出るといふやうな有様で、何れも心血を注いで討議し時々熱烈火を發するとき激論數刻に互ることもあり、凡て御前に於てあれだけの大臣、その他高官の人々が集つて、大議論をやつたことほ前後あるまいと思ふ、大議論があつてから一週間も二週間も経つて、後に何かの折のお話に陛下には、先達の何々會議の時、何々の箇條に就いて、何某の述べた論は、あれは餘程名論であつた、何某の趣旨は善かつたが、辯舌が十分に行届かぬので残念に思ふといふやうに、種々御批評あそばされ、我々はもう疾くに記憶を去つてしまつたことも、よく御記憶があつてその御批評の的確なる、その御判断の明白なる、御記憶の強く御才徳の秀でたまふこととふを感服したてまつつたのである。

憲法會議に於ける御精勵のさまに際せられる。かくて、御精勵な陛下は憲法の一字、一句も充分御會得がなければ、伊藤議長を召して幾度か御質問あそばされ、その意味が徹底するまでお質しあそばされた。これに就き、金子伯は次の如く語つてゐる。

憲法の草案は、伊藤議長より御手許まで差出し、會議のあつた度毎に、その草案を侍從を経て下付あらせられ、私どもより、其日の議事に訂正したこと、削除したこと、増加した

こと等を、夫々朱文字にて記入し、再び御手許に奉還するのであつた。陛下は更にこの草案に就き慎重に御研究あらせられ、少しにても御不審の點があらば、直に伊藤議長を宮中に召されて之を質し給ひ、疑義の氷解せさせ給ふ迄は決して止め給はない、殊に其研究は最も精緻にして詳密、私どもも少しウツカリしてゐると、却つて御答辯に苦しむ様なこともあつた。

陛下御宸裁の下に成つたといへば、或は畏れ多いけれども御裁可の御判を押させ給ふたのみでありはせぬかと、世人は或は恐察するものもあるか知れぬが、事實は決してそんなことではなく、眞の御宸裁で、一字一句總て詳細に御研究あらせ給ふた。

さて、かやうに慎重な討議を盡し、二十一年十二月十七日に第三讀會を終り、伊藤議長はこれを淨書して捧呈した。だが、明治天皇は、これに御満足あそばされなかつた。惟へらく、憲法は國家の根本法則で、最も重要なものである。一旦發布されては容易に修正することは出来ない、その最初に完全を期せねばならぬと、そこで更にその審議案を閣議に附して大臣等の意見を求め、若干の修正案を得たので、再びこれを樞密院會議に附議し、第二審議會を開いた、それは二十二年一月十六日から三日間、六回を重ねた。

この結果にも、尙ほ叡慮安んじたまはなかつた、それで更にその憲法條文を英文に翻譯して斯道の學者に示して、その意見を求め、更に不備の點を認め、修正意見を作つて、樞密院に附議された。これが第三審會議で、一月二十九日から四日間、八回の審議が重ねられ、二月五日完了して捧呈された。

これ等會議を重ねられた手續は、もとより伊藤議長が取つたが、伊藤をしてかやうに慎重の手續を取らしたのは、明治天皇であらせられた。つまり、御思召によつて、第二審、三審會議となつたのである。その理由は、私は、能ふかぎりの自由と權利とを國民に與へて國民の要求に應じよう、しかし、そのために祖宗の皇謨遺訓に微塵だも違つてはならぬといふことであつたと拜察するのである。

またこの憲法會議を行はせられたときは、明治天皇の御聖徳が完成して、御親政の實全く舉つたときであり、且つ多年御研鑽の憲法學や和漢の御學問の圓熟したときであつたから、憲法會議は、極めて意義深きものがあつたことが想像されるのである。

さてかやうに帝國議會法は文字通り宸衷を以て欽定あそばされたものであるので、明治天皇はその成立した憲法に對して、非常の御満足と御誇りとを御有ちあそばされた。世界に立憲國

は多いが、何處に我が憲法のごときものがあるか。外國では憲法は國民に強迫され、國民に奪ひ取られたものであると聞くが、我が國のみは國民の歡呼する萬歳聲裏に朕が衷心の満足を以て與へたものである。一條・一節に至るまで、悉く朕が欽定したものである。祖宗の皇謨に基いたもので、日本獨得のものであるといふのが、天皇の固い御信念であらせられたのである。かやうな御満足の憲法であらせられただけ、その完全圓滿なる發達には如何に御軫念あそばされたか、今日五十年の大祝典を迎へるものは、深く意を致さねばならぬ。(昭和十三年二月稿)

二十二年紀元節恭賦

伊藤博文

萬機獻替二十年

典憲編成奏御前

放眼泰西明得失

馳心上世極精研

中興大業繩天祖

開國宏謨駕昔賢

更始僭民至尊志

千秋瞻仰帝威宣

憲法發布式に侍りて

三條實美

ちよかけてけふのめくみをあふきつゝ

みのりをまもれよものくにたみ

昭和十六年三月二十四日印刷
昭和十六年三月二十八日發行

「明治維新と現代日本」奥附

價二圓五十錢

著者 渡邊 幾治郎

發行者 小橋 徳三

印刷者 山縣 精一

東京・神田・一ツ橋通三〇
東京・神田・神保町三ノ元

東京市神田區一ツ橋・教育會館

發行所

東洋書館

電話九段(33)四一五一―五
振替東京一七〇三六三

42114
7

渡邊幾治郎著作目録 (年次順)

- 一 文書より見たる大隈重信
- 二 明治史研究
- 三 明治天皇と立憲政治
- 四 明治天皇と軍事
- 五 明治天皇と輔弼の人々
- 六 明治天皇と明治の建設
- 七 明治天皇と教育
- 八 日清・日露戦争史話

- 九 日本憲法制定史講
- 一〇 日本近世外交史
- 一一 外交と外交家
- 一二 明治史講話
- 一三 皇國大日本史
- 一四 現代文明史——一般史——
- 一五 教育勅語の本義と渙發の由來
- 一六 明治維新と現代日本

Z10.6
W4C

終